
平成28年 第6回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成28年9月27日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成28年9月27日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第65号 平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第66号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第67号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第68号 平成27年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第69号 平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第70号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第71号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第72号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第73号 平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第74号 平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第75号 平成27年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第76号 平成27年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第77号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第78号 南部町税条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第79号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第80号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第81号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第82号 平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第21 議案第83号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第84号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第24 陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2017年度政府予算に係る意見書選択の陳情書

（追加議案）

- 日程第25 議案第85号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 発議案第15号 参議院選挙の合区の見直しに関する決議
- 日程第27 発議案第16号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第28 発議案第17号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため
の、2017年度政府予算に係る意見書
- 日程第29 議長発議第18号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第30 議長発議第19号 閉会中の継続調査の申し出について〈広報調査特別委員会〉
- 日程第31 議長発議第20号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第65号 平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第66号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第5 議案第67号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第68号 平成27年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第69号 平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第8 議案第70号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第9 議案第71号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第72号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第73号 平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第12 議案第74号 平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第75号 平成27年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第76号 平成27年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第77号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第78号 南部町税条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第79号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第80号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第81号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第82号 平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第83号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第84号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第24 陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書選択の陳情書

(追加議案)

- 日程第25 議案第85号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 発議案第15号 参議院選挙の合区の見直しに関する決議
- 日程第27 発議案第16号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第28 発議案第17号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書
- 日程第29 議長発議第18号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第30 議長発議第19号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第31 議長発議第20号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（13名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
4 番 板 井 隆君	5 番 植 田 均君
6 番 景 山 浩君	7 番 杉 谷 早 苗君
8 番 青 砥 日出夫君	9 番 細 田 元 教君

10番 石 上 良 夫君

11番 井 田 章 雄君

12番 亀 尾 共 三君

13番 真 壁 容 子君

14番 秦 伊知郎君

欠席議員（1名）

3番 米 澤 睦 雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	岩 田 典 弘君	書記	杉 谷 元 宏君
		書記	石 賀 志 保君
		書記	田 中 優 美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	松 田 繁君
教育長	永 江 多輝夫君	総務課長	唯 清 視君
行財政改革推進室長	三 輪 祐 子君	企画政策課長	大 塚 壮君
防災監	種 茂 美君	税務課長	伊 藤 真君
町民生活課長	山 根 修 子君	教育次長	板 持 照 明君
総務・学校教育課長	見 世 直 樹君	病院事務部長	中 前 三紀夫君
健康福祉課長	山 口 俊 司君	福祉事務所長	岡 田 光 政君
建設課長	芝 田 卓 巳君	上下水道課長	仲 田 磨理子君
産業課長	頼 田 泰 史君	監査委員	仲 田 和 男君

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

2番、三鴨義文君、4番、板井隆君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第65号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第65号、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第65号、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入決算額72億576万4,873円、歳出決算額69億8,796万5,454円、実質収支額1億8,359万5,487円の歳入歳出決算の認定についてであります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対意見でございますが、1点目は、子育て支援施策のうち、高校通学定期券及び回数券購入補助金を町に納付すべき税金等を滞納していない者としていること。2点目でございますが、イメージ戦略について、国からの交付金と一般財源が投入され、無駄になっていることを厳しく指摘する。3点目、非常勤職員の待遇の問題、これは皆さんと一緒に改善していこうということ呼びかけて反対する。

次に、賛成の意見でございますが、今回は1億円を超える余剰金を出して基金を積み立ててるという決算である。決算の中身についても70%以上の執行率でやっており、適正に執行してると思うので認定すべきと考える。子育て支援の補助金については、要綱に照らして担当課としては適正に実行をした、これについて瑕疵はない。イメージ戦略については、担当課としても状況的に実情に合っていないと認め、早い判断を下し、町民にとっては結果としてよかったものと思う。

次に、非常勤職員を全部正規職員とするなれば、プライマリー・バランスということがあり、人件費が関連してくるので、これを言うなら国から交付税の上積みをしていただかないといけない。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 5番、植田均でございます。議案第65号、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

先ほど委員長報告にありましたように、3点に絞って行います。

1点は、南部町イメージ戦略事業は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金197万6,000円と一般財源323万3,478円、合計520万9,478円を株式会社ハーズ実験デザイン研究所代表取締役、村田智明氏に委託、イメージ戦略を策定する委託費がほとんどを占めています。

村田氏からの提案内容は、結論から言えば実情に合わないことが委員会審査で明らかになったと言わなければなりません。今後、村田氏の提案は採用されないことも明らかになりました。決算を厳しく評価することが求められます。地方創生の主人公は町民です。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のその名のように、本来の目的に沿う予算編成を強く求めます。

2点目は、誕生祝い金と高等学校通学定期券について、町税その他町に納付すべき料金の滞納を理由に否決された件数が明らかになりました。誕生祝い金で2名が健康福祉課長名で、平成28年9月12日付の税務課長、町民生活課長、建設課長、上下水道課長、教育次長宛てに調査依頼の文書が委員会に提出されました。27年度の高等学校等通学定期券・回数券の補助実績は、3件を否決したとの文書があわせて提出されました。健康福祉課長の調査依頼の文書には括弧つきで、ただし住宅資金等貸付金は除くとの記述もあります。私は、平成28年度一般会計当初予算の反対討論で、この問題で児童福祉法の立場に立ち返り、全児童生徒に補助を行うよう主張しました。

しかし、健康福祉課長の文書で明らかなように、全く聞く耳を持たない姿勢に、町長の言われた政治は弱い者のためにあるという言葉が何だったのかと怒りさえ覚えます。健康福祉課や教育委員会は、子供の貧困について敏感に対応しなければならない部署であり、さらに言えば、役場

全体が生活に困っている人々を支援しなければなりません。それが生活困窮者自立支援法の趣旨ではなかったでしょうか。関係の要綱の改正を強く求めます。

3点目は、非正規職員の待遇改善は喫緊の課題だということが委員会の審査で議員の合意になりつつあります。保育士、図書館司書、学習支援員など、専門職はもちろん、各課には正職員と同等の仕事を担当している非正規雇用の職員が少なからずおられることが委員会審査で明らかになりました。現在の非常勤雇用5年で一旦雇いどめにする条例改正と、職として必要な正職員は確保することを求め、反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。27年度の一般会計の決算については、これは認定すべしという立場で討論をさせていただきます。

先ほど滞納者の方への少子化支援の対応のことを言われましたけども、例えば経済的に本当に困っておられる方については措置というものがあります。また、町長が認める者については一部または全部を補助しますよということにもなっております。

その上で発言させてもらいますけども、日本国憲法の第30条には義務を明記してございます。納税の義務というのがありますので、義務をしっかり果たしていただいた上で権利を主張していただきたいと思います。

一般会計の決算について、27年の3月に可決をしました結果、その後どのような成果を上げたかを示す成果報告書だと言っても過言ではないでしょう。このたびの一般質問で、町長、教育長へビジョンを伺いました。その答弁の中で町長は孔子の言葉を引用され、近き者喜び、遠き者来る、このような町をつくりたかったと述べられました。

27年度一般会計の特徴は、さまざまな子育て支援策をちりばめ、移住・定住において賃貸料の一部助成を初め、これまで頭を痛めていた空き家に注目し、空き家を借り上げ、新たな住居として貸し出すという大変ユニークな発想です。このように一般会計の特徴は、若者たちへ移住・定住を促し、子育てしやすい揺りかごの町を柱としています。

今、担当しておられます企画課、町民生活課、健康福祉課の電話は鳴りっ放し、さまざまな問い合わせが殺到しているからであります。保育の現場でも大変です。子供たちがふえました。子供たちがふえたことで、いずれ保育士のさらなる確保というテーマが出てくるでしょう。しかし、うれしい悲鳴ではありませんか。ほかの町では、このようないろんな悲鳴は聞かれないでしょう。

さまざまな戦術を打つとき、確かな戦略を必要とします。その戦略を講ずるには、しっかりと

したビジョンがなければなりません。今まさに坂本戦略が実をつけようとしています。私、久しぶりに軍師に会ったような気分になっております。天下は一人の天下にあらず、天下にいる人たちの天下である。軍師、諸葛孔明。私もこの言葉を大事にしていきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 27年度の決算に反対をいたします。先ほど3点については植田議員が述べました。

まず、2点目のいわゆる滞納者に少子化対策とか高校の通学定期の補助をしていないという問題で、憲法を持ち出して義務を果たしてから権利を主張しろと、こういうふうに賛成討論で述べられたんですけども、全く乱暴な論議だと指摘せざるを得ないと思うんです。

委員会で論議になったのは、町が何のためにこのような少子化対策をとっているのか、高校通学定期券の補助出しているのかというところで論議をなさったのではなかったでしょうか。そのときに町は例えばどういうことを言ってるかという、祝い金については少子化の中で生まれてきて1歳になった子供を祝したいという意図ですよ。そこに税金問題がどう関係するのか、これを述べないといけません。それで、委員会で私たちが指摘したのは、仮に祝い金にそれを適用するのであれば、どの法律をもとにしてやっていくのか述べるべきではないかということも言ったけども、それは返っていないという問題ですよ。

それから、例えば高校の通学定期補助のときにどう書いてあるかという、経済的負担と公共交通の利用促進のためだと書いてあるんですよ。これ、町がみずから言って、そこに税金で払ってない方を対応させることに何を根拠にしてくるのかというの、全く説明がなかったわけですよ。

白川議員が権利と義務果たせと言ったんですが、委員会の中では多くの議員がこれはやり過ぎだと、やめるべきだと言う方を、この決算に賛成した議員も含めてそういう意見が出たわけです。私は、そういう意味でいえば、多数で押し切ってしまうのではなくて、やはりおかしいことについては指摘して町に是正を求めるといことが議会であってもいいと思うし、議会とはそういう役割を果たすべきところではないかというふうに思います。まして、権利と義務を果たせとっておりますが、仮に町関係のお金が滞っているにしても、国民は消費税を払って税金への対応はしているわけですよ。町のすべきことは、滞納世帯があるのであれば滞納問題として対処すべきであって、それを祝い金、それから通学定期の補助、それからまだありましたね、保育園に通っ

ている世帯に対するガソリンの補助についても8件の家にとめているわけですよ。全く言語道断ですよ。これは職員の方々にもぜひお考えいただきたい。そうすることが町の少子化と経済負担の軽減にどう貢献しているのかということをやはり考えるべきではないか。

それと、ある議員がおっしゃっていましたが、子供の立場に立って見たときにこのような施策がどういうことをもたらすのかということと考えたら、おのずとこの対策は愚策であるということを感じるのではないのでしょうか。それは即刻、改善すべきだという点を指摘しておきたいと思えます。

私は、反対討論の一つとして先ほど植田議員が述べた人件費の問題、一般職124人に対して非正規雇用が61人。委員会の中でも明らかになったのは、この61人の方がどうして非正規雇用になっているか。条件とすれば資格のある者を雇った、専門性のある者を雇った、これだけで52人、85%を占めるわけですよ。

それで、この根拠は何かというと、町は条例をつくって正規の40時間に満たないところの職員の構図をつくって、それを非正規雇用してるんですけども、もともになるのは地方公務員法の17条の1項だと書いてあるわけですよ。そこにどう書いてあるか。ここに書いてあるのは、職員の職に欠員を生じた場合は採用すると書いてあるんですよ。ということは、みずから職員の減で職に欠員を生じてると認めた場合ではないか、臨時対応ではないということですよ。それはみずからの条例をつくった中でも明らかに根拠しているわけですよ。だとすれば、私はこの5年間の非正規雇用、これをやっぱり改めていく方法として全て正職員は難しいとしても、囑託等の対応をしながら改善すべきだと。

この中では、ある説明に來られた課の中からこういう意見も出ました。働いてる職員は何も悪いことしていないのに5年たったら給料が下がってしまう、これ常識ですよ。こういうこといけないというの、常識だと思いませんか。そういうことを公務現場でやっていいのか。そういう点も考えたら、私は、植田議員が言ったように大方の議員の総意でもあったと思いますので、即刻改善する方向に向けて動くべきではないか。とりわけ保育士、それから図書館司書、全て住民や子供たちに関係のあるところでの非正規雇用、これは労働の再生産性からいっても専門性を身につけるための人件費が出されているのかという点から見ても、南部町については人材を育成するという意味でも間違った方向に行ってるのではないかと考えるべきではないかという点を指摘したいと思えます。

2つ目には、40億のお金がたまったということが監査からも指摘されて、これは合併後最高の金額であるとも書かれています。用途を有効に使うべきだという指摘があるんですけども、町

長はこの40億の基金のたまった一つに人件費の削減を上げられました。確かに合併後、六十数名の職員が減ったものですから、そこに対する人件費が浮いてきての基金増というのもあると思います。

もう一つには、職員が減ったことによる民営化、外部委託でお金を減らしてきたという点もあると思うのです。私は、そういう意味では、学校給食センター、保育園、ケーブルテレビ、それからスポnetなんぶ、それと公民館の活動を地域振興協議会等にも出していますが、そこでの働いてる方々の待遇がどうであるかということも、町とすれば外部に出しているのですから、それをつかんでブラック公営自治体と言われないような対処すべきであり、まず、1点目にはその待遇を把握すべきことだということを訴えたいと思います。

特にこの中で具体的に指摘するのは、保育園の指定管理の問題です。中でも民営化外部委託の中でも一番大きなお金が2園の指定管理で2億円を超してきます。失礼しました、予算は2億を超えますが、指定管理は2億超えていませんね。

ところが、この中で問題は、保育園を民営化するときに町がどう言ったかということ、覚えてらっしゃいますよね。何よりも職員の待遇改善を一番に上げたわけですよ。だとすれば、その当時平成24年でしたか、6,000万円のお金を上乗せして待遇改善を図るために民営化をしたわけですよ。だとすれば、民営化したといっても指定管理ですから町立保育所です。町がつくった町立保育所を指定管理にして、その運営費用を全額町が出している以上、その待遇改善がどのように図られたかということをしかりと調査して、議会に明らかにすることが町の仕事ではないでしょうか。現時点でそれを調べようと思えば、指定管理にしてる伯耆の国の収支報告書は指定管理に基づく内容では出されていなかったことも明らかになりました。その中で、人件費がどのように使われているのかもつかむことができないというのが現状です。町はその姿勢として、委託した以上、待遇についてはとやかく言えないという姿勢とっているならとんでもない間違いです。

例えば教育委員会のメフォスに委託してる学校給食センターでは、担当委員会のほうが中を見て、少なくとも働く人については町の時間給に合わせてほしいというようなことを入札のときに言ったという経過も委員会で明らかになってきました。それは当然のことであって、どのような待遇をしているのかということをつかむ必要がある。これは町の責任だということをつまみおきたいと思えますし、まず、何よりも伯耆の国の指定管理について、収支報告については派遣事業で3名も受け入れてることからも、中身を明らかにして情報公開すべきだと、何ら隠す必要はないのではないか。もしそれを出さないのであれば、出さない理由を住民に述べなければ全

くブラックボックスになっていくとここで強く指摘しておきたいと思うんです。こういう体質は即刻、改めるべきだという点です。

次に、地域振興協議会の問題です。これは5,000万以上の活動資金が出てるんですが、一般質問の中でも9年間で5億近くのお金が出されてきました。そのうち半分が人件費、国から100%来る集落支援員14名の金額です。

問題は、私は、9年間にわたってきてきたというのですが、町長の目玉の一つであるともいうんですけども、この振興協議会の制度が本当に出したお金に対して有効に活用してるのかということを検討すべきだという点を指摘しておきたいと思うんです。特に集落支援員は3年ないし5年でしたよね。この方々がなくなったときに地域振興協議会の職員を今出して、全額公費で見る制度はどうか。ここで町長は法人化とか小規模多機能自治組織への移行、それでなぜそうするかというと、事業とかやってもうけている、もうけが出てきたようなところで法人化にしていくのだと言ったんですけども、今の7つの振興協議会見ていて、そしてとりわけ成り立ちが、町がつくった行政組織を住民組織といってそこに協議会をつくって統括させてるところに、もうけて法人化にして自分たちでやっていけというような、こんな無謀なやり方があるのかという点ですよね。町も議員の皆さんもやってきた成果上げていますが、それは住民が仮に振興協議会あってもなくても今まで営々として集落での自治を営んできた方々がやっていたことです。私は、全面的に否定するつもりもないし、会長、副会長を初め、役員の方々の努力には敬意を表したいと思うのですが、町の責任としてやっている方々が本当に実りあって次に行くような成果になっているのかという点では、私は、町は襟を正して見直しをしてやるべきことは、改善すべきことは改善していかななくてはいけないと思います。といえ、確かに仕事をして事業を起こしたいというところであれば、NPO法人とか立ち上げてそこに支援していくというやり方。

2つ目には、やはり中でわかったように、社会教育主事を養成しようと思っても地域振興協議会でなかなかできない、当然のことです。公、町と教育委員会が責任持って社会教育主事を育て、町の責任で社会教育を進めていく体制に戻していくべきだということを指摘して、反対をしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第65号、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この27年度の一般会計決算額は、歳入72億576万、歳出が69億8,796万円、この

額から28年度へ繰り越す繰越金、差し引いた実質の収支は1億8,359万5,487円の黒字決算となっております。

今年度、財政基金へ1億5,074万1,794円の積み立てによって基金残高は、これは家庭でいうと貯蓄ですけど、38億2,363万1,000円と、先ほど真壁議員のほうからありました基金残高は過去で最高の金額となっております。

しかしながら、起債残高、これは借金ですけど、家庭でいうと。この金額は70億6,995万8,000円でありました。この起債残高、借金のうち、国や県から算入交付税として返ってくるわけなんですけど、これは54億4,509万円、そしてこれを差し引きしますと町としては約22億円の基金残高があるという報告を受けました。

一般質問でも私、冒頭で述べましたが、今限りで勇退される坂本町長の理念でもあった町の施策を推進させ、後退させることなく町を発展させ、そして子、孫につけ回しをしない町財政の運営の約束は守られたというふうに思っております。もう一度言わせていただきますが、すばらしい町長であったと、心から敬意と感謝を申し上げる次第です。

次に、共産党の反対の討論について若干、述べさせていただきます。

最初に、子育て支援策について、高校の通学定期券の助成事業、そして誕生祝い金など、町のほうに税を滞納がある場合には、その祝い金などを出さないということは確かにそのとおりでした。ただ、全国の市町村のそういった状況を見ますと、どことも同じ形で対応をしておられます。

先ほど白川議員のほうから国民の義務ということでありました。その中に納税の義務があります。納税しておられる人としていない人、この公正と公平を守るためにこの規定はあるものだというふうに思っております。

監査委員さんの報告で、子育て施策のうち、この子育て応援事業については、学び、相談、仲間づくりをテーマに事業を行い、保護者から高く評価をされていると、継続あるいは拡充をされたいというような意見もありました。

しかし、必要なところはこの公正、公平という部分ではないでしょうか。納税ができない方は、確かに生活の苦しい方もおられるとは思いますが、決してそういった人ばかりが100%ではないと思っております。そういった部分からやはり公平、公正を守るためにはそういった規定を設けなくてはいけないのではないかなというふうに感じています。

次に、南部町のイメージ戦略についてです。村田智明先生のほうでいろいろと戦略を構想していただきました。確かに委員会のほうでは、この提案についてはなかなか対応ができない、住民の協力を得ることができなかったというふうにも報告はありました。

しかし、先生の提案は、夢と希望を抱いた考え方、また外から南部町を見た中での戦略だというふうに思っております。先生の提案を今は地域の活性化につなぐことはできなかったかもしれませんが、これからの町の可能性ということを考えますと、これが全てだめだったというわけではないと思っております。地域住民の意識が変わっていけば、そういうときにこういった提案があったな、こういったことをやってみようという一つの大きな課題、そして提案をいただいたというふうに私は思っています。決してすぐに対応しなくてもこれからのまちづくりには貴重な意見をいただいたというふうに思っています。

次に、南部町の非常勤のあり方についてです。南部町での非常勤は61名、そのうちの男性が12名、女性が49名です。平均をすれば男性が20%ぐらい、女性が80%の職場であります。確かに非常勤職員、今現在、過去3年であったのを5年間に延ばしていただき、そして手当のほうも年ごとに上がるという改善がなされてきております。

実はちょっと古いんですが、2008年、9年にわたって自治体関係者の聞き取り調査の概要というのがありました。この中で、事務局といいますか、町としての考え方、非常勤を雇う上でですね。それから、雇用されてる非常勤の方の立場、考え方、そして職員の方のそういった非常勤の方に対する対応の仕方とか、そういったものがそれぞれたくさんの項目が上がって意見を述べられたものがありました。その中で一番私は南部町として当てはまるなというふうに思ったのは、先ほど言いました女性の方の職員の多さです。これは保育士さんとかそういった関係もあるのかもしれない。

しかし、この女性の職員さんの姿を見ていると、子育て真っ最中という方がたくさんおられるような感じがします。そういった子育てをしながら、そして子供たちが保育園、小学校など通っている間、その時間を自分がやりたい仕事、町の職員として仕事をこなしていく、そういった考えの方が非常に多いのではないかなというふうに思います。この方がどんどん正規になっていけば、自分の思っている内容と変わってくるということも考えられるのではないかなというふうに思います。非常勤職員の方はそれぞれ自分の思いがあって、そしてそこに合致してるからここで働いてもらってるというふうにも思います。ただ、やはり5年間で終わるのではなくて、将来にわたっても仕事を進めていくことができるという、そういう状況にはやはり改善をしていく必要もあるのではないかなというふうに思っております。

最後に、地域振興協議会のことです。私は、真壁議員が6月の定例議会で、地域振興協議会のことについて質問された点の中から、町長の答弁を用いて真壁議員の地域振興協議会に対する考え方に反論をしておきたいというふうに思います。

この地域振興協議会はことしで10年目を迎え、私も地域振興協議会の存在については本当に町にとっても、そして地域住民の方にとっても必要な存在であり、全ての協議会でその存在を十分に発揮していただいているというふうに思っています。

町長は、答弁の中で、私たちの暮らしの中に地域振興協議会の活動が大きくかかわっている。そのことが暮らしの安全や地域の住み心地の向上にもつながっている。この事業の企画、運営、実施は協議会にかかわっていただいている住民皆さんで考え、そして各部員さんたちの協力によってこの協議会と、そして地域が支えられてるんだというふうに答弁をしておられます。全くそのとおりだと思います。

公民館制度、今回の反対では出ませんでした。そういったことを充実していくよりは協議会をしっかりと守り、そして行政とタッグを組んでパートナーとして町の推進を進めていただく、そういったことがこれからも必要になってくるというふうに思い、以上のことをもって賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

委員長報告に反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。決算認定の反対の意見2人、植田議員、それから真壁議員が討論されまして、私は、賛成者の方の討論について一言、私の意見を申し述べておきたいと思っております。

まず、先ほど、職員の待遇のことなんですが、女性の方、子育て真っ最中とかそういう方、勤務の時間とかそういうことで申し述べられたと思うんです。私は、女性であろうと男性であろうと今、国が進めているのは安倍首相みずからおっしゃってるでしょう、同一労働同一賃金、これが原則だということなんです。じゃあ、正職員と非常勤の人が仕事の内容は同じだということが委員会でも明らかになったんです。なら、たとえ非常勤であろうと仕事の内容が同じであれば賃金は当然、同じにすべきではありませんか。その働く時間、当然フルタイムで働くことが原則かもしれませんが、しかし、労働の内容が同じであれば労賃も同じに出す、これが当たり前じゃないですか。こういう不合理なことを平気で議会で認めること自身が人権侵害であると私は言いたいと思っております。これは大変な誤りですよ。

それから、決算の中で何点かあるんですけども、一つ私は一般質問の中で主にやった中で、町営住宅に対して改良、改善を求めるということ、住宅環境のことを申し述べました。その中で、それに対して空き家一括借り上げ、今の施策がありますね。この報告を見ますと、10年間土地

提供者に対していろいろ宅建業者がいわゆる管理も住宅の家賃も、そして募集も全て10年間はやるということなんですね。見ますと家賃が3万から5万円、月ですよ、月額がということです。そういう中でやるんですけども、全てこの中で町に入る金がどうなのか。主に宅建業者のもうけが主ではありませんか。私は、この中で国からももちろん交付として支援金が出ておりますけども、一般財源も投入されております。私は、町営住宅をきちっと整理しておけば入居者の希望もあると思います。

委員会では、募集をかけてもなかなかそれに応募がないということだったんですけども、今の環境から見れば、もちろん収入など対比もありますが、むしろここに住むよりもほかのところに多少家賃が高くてほかに住む、これではないでしょうか。私は、住宅を整備して、住宅利用者は、家賃は丸々町の財源になるんじゃないでしょうか。私は、そのほうがよっぽど有効である、このように思います。

それから、2つ目、もう一つは、子供のことにぜひ目を向けていただきたい。私は、子供に対するお金の使い方、これについてこういうことがありますよ。議会と地域振興協議会の役員との意見交換会も持ちました。その中で出された言葉、非常勤職員が非常に南部町は多い。それから、循環バスのコースのこと、時間帯も改善してほしい、この声もありました。そして3つ目に、子育て支援を重視してほしい、この声が上がっております。

私は、そういう中で、先ほど決算では実質収支が1億8,300万上ってる。そして、差し引き額が幾らかというと、2億1,000万から黒字なんですね。全てそのお金を吐き出せとは言いません。しかし、その中から幾らかでも子供のほうへ目を向ける。もちろん、お年寄りの暮らしの環境も整えることも必要です。そういうことにお金をやはり使うべきじゃありませんか。そのことが、いわゆる町長が人口減少歯どめかけて、そして人口の増加を図る、このことを言っておられるんだから、やはり積極的に行政がその声に応えるべきである、このことを申し述べて反対意見としますし、私が先ほど述べました地域振興協議会との意見交換、この3点について十分29年度の予算については考慮して予算を編成していただきたい、このことをつけ加えて意見とします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 27年度の一般会計の決算認定については、認定の立場から述べさせていただきます。

今、るるいろいろありましたが、一番はやっぱりこの一般会計決算がどうだったかということ

でございましたが、執行率が80何%余で、90%近くで、実質単年度収支が1億6,900万プラスになったと。26年度が770万だったのが、27年度は1億6,000万にまで収支改善したと。前年度と比べますと1億6,100万も改善して、基金が40億たまりましたと。実際は40億ありましたけども、板井議員が言われましたように起債残高が70億で、交付税措置が54億でしたか、合わせたら22億ぐらいの本当の純生のお金が南部町にできたと。これは町長が最初に、去年、おとしごろから言われました少子化対策に全力を挙げるといふ施策が、本当にことしの27年度決算見まして、これが実を結びつつあるし、実を結んでおります。このやっぱり子育て支援施策、ママ友の力というのはやっぱりすごいですね。ママ友の連絡網で我が町に子育て家族と別に20世帯ぐらい入られて子供さんもふえたと、そのように実績が上がっております。これをさらなる南部町版CCRC、空き家対策を活用しながら、全国にこれからできる一つの基盤ができたと考えております。一般会計の中では、一番問題はそういうことだと思います。るる他の議員が反対意見言われました中でもこの反対意見については、私は大変すごい意味がある、意味じゃなしに、これは勉強になると考えています。

あと、るる言いますが、人件費の問題ですね。要は、非常勤雇用のことを言われましたが、本当にこれは町長も認めておられましたように、官のワーキングプアのことは本当に頭が痛いと言っておられました。もうこれも抜本的に考えを直すならば、民間でできるのをこのようにぼんと民間に託して、専門のある人をそういうとこに託して、きちっとしたサービスをする時代が来たかなという、反対の意見をお聞きしながら思いました。

それと、基金は40億で、これは人件費を削ったためであると言われました。確かに私はそうだと思います。外部委託等も含めてでございますが、そういうことを含めたという意味があるならば、そういうことをしながら本当の正職員は専門的に必要なところにきちっと配置して、みんながそういう外部のところで専門のある外部委託すれば、これは可能じゃないかなと私は思いました。保育園の外部委託の件にしてもそうだと思います。

この職員の改善は、今はどうだったかという、保育園を外部委託したときの一番の原因は、保育園に非常勤職員がすごく多くなって正職がなかなかおられないので、これを早く改善せないけんというのが、これが発端だったんですね。その当時おられた非常勤の職員の方は、伯耆の国の外部委託で全部正職員になっておられます。それをしておるうちに定年退職とかいろいろで、その人件費率等を考えられながらされた今の結果だと思います。これらも将来のいい大きなヒントじゃないかと思っております。

それと、振興区のことたびたび言っておられますが、これは本当に有効に活動したかどうか

検証すべきだと、僕もそう思います。振興区、生まれて10年ぐらいになりますか、進化しております。いろいろ頑張って振興区の方が言っておられます、やっておられます。だから改善すべきところは改善すべき。

介護保険が12年に始まって今日まで、最初はこれは転がりながら成長するという言葉が出ました。私は、振興区もそうだと思います。これも最初は南部町条例に基づく振興区でございまして、大変物議を醸しながらいろいろ頑張ってきましたが、国も大分これに傾注いたしまして、全国もこういう組織がたくさん今できつつあります。それは進化しながら、転びながら頑張った結果、どうしても今度は多機能自治組織というのが出てまいりました。やっぱり行き着いたらこういう問題が起きまして、こういう多機能の自治組織、自分たちでできるところは自分たちでしたらどうしても問題が起きるようになったと。それを国のほうも感知して、それを先取りしてこれをいろいろとやっている、やっぱそのようになるんじゃないかと私は思っております。地方自治法に抵触する云々もありましたが、これを国が小規模多機能自治組織のほうに向けたならば、そういう改善もされると私は思っております。これは南部町が先取りした、私は戦いではないかなと思っております。これをどんどんまた進めていくような、本年度、27年度は、決算はそのようになっておりました。

それで、もう一つは少子化の問題で、私もちょっとびっくりしたのはありました。少子化対策で子育て支援にいろんな祝い金、誕生祝い金、高校生の交通補助金とか、まだもろもろありましたね。それらが聞きましたならば、滞納が問題でそれに該当されてない人が何人かおられたということが私もびっくりいたしまして、この税の滞納は確かに公平性のもとから、そういえばそのとおりだと思います。だけど、この施策は少子化対策、子育て支援でございまして、実質に子供さんがおられると、家庭に援助するものでして、子供のことに對しては税の云々は親の責任でございまして、子供には責任が一切ないです。隣の子供がお金を町からもらったらしいよと、同じ学年で同じ兄弟がおるのに、我が家はどうしてと子供ながら、私は考えます。そこで、実は我が家、お父ちゃんが税を払ってなかった、税金が払えなかったと、故意的に払わんだなし、払えなかった、ごめんなとって言われたときの子供の気持ち、これは私は考えないけんではないかなと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）この親がそういう町からの子供のためのお金をもらった、子供のために使わないかもしれません。けども、親が喜んだ顔は子供が本当に喜びます。子供のために使ったお金は親も喜びます。何ほ他の町がそうかもしれませんけども、南部町だけは子ども・子育て支援にするお金はやっぱり子供のために、親が確かに生活、使うかと思えます。そのときは、親はほんにうれしそうな顔します。そんときの子供の気持ちはほっとします、喜び

ます。私、これが南部町独自の子育て支援であってもいいじゃないかなと思ってます。これらをぜひ今後検討していただければなと、このことを強く思いました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）確かに白川議員が言われましたように国民の義務です、税金納めるのは。だけど、払えない人もおります。これは子供に転化するのはどうかなと思っております。

それと、もう一つお願いしたいのは、振興区ごとにいろいろな子育て支援もやっています、独自に。例えばラジオ体操等で、毎日来たら振興区で表彰したりちょっとした賞品を出します。子供が小学校、中学生が一緒になってやって、例えば皆さん全員、判こついたので、何月何日に来てねと言われたときに、えっ、どうして隣の僕の同級生来れんの。子供ながら私に相談がありました。えっ、それはないだろうと思ったけど。聞きましたら、振興区に入っていないから関係ないですと言われちゃって、それは振興区の予算から出とったかもしれません。もしそういうことならば、町がそういうところに、振興区にちょっとしたお手伝いをしてもらえれば、同じように同級生や子供でいろいろなことを、運動会もそうです。

ちょっとした例を言いましたけど、そういうところに子供同士がひがまないように施策が私は今後必要じゃないかなと今回の決算見て思いました。ぜひとも29年度のときには、これらをちょっとした考慮をしていただきながらしていただきたいことを要望いたしまして、27年度決算については最高のすばらしい子育て支援も充実した決算であったことを申し述べて、賛成討論いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第4 議案第66号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第66号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田でございます。議案第66号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入決算額15億8,733万4,633円、歳出決算額15億5,970万1,652円、実質収支額2,763万2,981円の歳入歳出決算の認定についてであります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、国の資料で明らかのように、国全体で1,700億円を投じて国保料を引き下げる財源を割り当てて南部町分が約1,350万円と言われ、1人当たり5,000円の引き下げが可能な金額で、27年度に1,350万円をどのように使ったのか説明が不十分。国保税引き下げに使用してないとして反対。

賛成の意見でございますが、今回の27年度決算では2,763万円の黒字で、そのおかげで基金がない中、これを使って28年度予算がやっとできた。国が国保税引き下げの財源として1,700億円を投入して南部町分が1,350万円ということの説明不足という意見があったが、説明によると低所得者の軽減分に充てていると認識している。この国保会計については基金がない中、頑張っている会計でありますので、認定すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第66号の27年度の国保会計の決算に反対をいたします。

理由は、先ほど委員長が述べてくれたように、国から出た1,700億円の使い道がわからない。わからないから反対したんじゃないなくて、このお金は国も言ってるように、被保険者1人当たり5,000円の財政引き下げ効果があるんだと言ってるのに、それをどう使ったのかということを知ってるわけです。説明されて、お金使いましたでは納得せん問題です。そのことを先に言えば、賛成討論者の中には、委員会の中でもこのいわゆる軽減策の1,700億円のうちの南部町分の1,350万円は低所得者対策といって、2割、5割、7割の法定減免の拡張に使ったという主張だったんですよ。

でも、これは委員会の中でも明らかになったように、原課のほうから27年度の国民健康保険

の財政支援の拡充という、こういうA4判もらったんですね。ここで図でもはっきりしているように、7割、5割、2割の軽減の拡充については26年度に500億円のお金が国から出て、そこで追加公費を投入して実現できたんですよ。27年度は、その上に1,700億円を投じて、いわゆる先ほどの応益分ではなくて応能分の50%のそこへの財政効果を期して出たわけです。

それで、南部町がどうして1,350万円かということ、計算上、計算式、ちゃんとありますからね。それを計算したら1,350万円入ってるのだということが委員会の中でわかったということなんですよ。ということは、原課のほうはこの27年度に入った1,350万円をどのように使ったのかということの説明がまずありきではなかったというふうに思うわけなんですよ。なかなか担当課でもいろんな計算式、文書とか見せてくれて難しいと思うんですけども、少なくとも鳥取県内の半数の市町村は、これを使って引き下げているところがあるわけですよ。横との連絡とるなりして、どうしたかということを考えていただきたいということなんですね。

なぜこのことを言うかということ、私たちは住民の声を聞いてて、やっぱり一番高いの、国民健康保険税。これは所得に関係なく来ますからね。少なくとも議会で住民の声を反映する一番の仕事は、国保税が高いので何とかしてほしいということに対して、どのように応えていくかということだというふうに思うんです。

国保が高いって南部町だけじゃなくて、全国的な傾向です。御存じだと思いますが、国民健康保険というのは、言ってみれば働いていない、仕事のない人とか高齢者、病人が多いわけですよ。もともとは国の補助が45%あったわけですよ。ところが、今時点、南部町で見ても国庫負担金と補助金を計算しても3億幾ら、全体の15億から見たら20%あるかないかのお金しかないわけですね。

それで、各自治体や全国の市町村会が声を上げているのは、ここの部分をやっぱり引き上げてほしいというのが一番だと思うんですよ。まさしく引き上げるために都道府県や市町村会が声を上げて、都道府県一本化になるに当たっては、国保を引き下げる財源を示せということで出されたのがこの1,700億円ですよ。とすれば、このお金が一番使いやすいわけですよ、引き下げに。それをどうしてどこに使ったのかということをやはり説明する必要があるというのは一番ですね。私たちは、何よりも自分のお金を使うんじゃないで、国からのお金で引き下げ効果を持っていくというの、一番なくてはならない仕事ではなかったかと思うんです。その点の説明不足と対応について聞きたいというのが1つですね。

2つ目には、引き下げること何回も言っていますが、町で条例等をつくって引き下げたい。基金もないということですが、それ以上に住民の暮らしは大変です。例えば東京都なん

かでは平均3万円ぐらいの一般財源からの繰り入れをやってるわけですね。

それと同時に、商都大阪では国保税、国保料の加入者も多いと思うんですけども、大阪府全体では各市町村の減免制度って充実してきているんですよ。理由は、余りにも滞納が多いから。

例えば大阪府の四條畷市なんかでは独自の減免つくって、その中で例えばその上に特別なローンを組んでた場合、これは住宅ローンも含むんだと言ってるんですよ。住宅ローンの率に応じて国保も減免しようじゃないかというようなことやってるわけですね。理由を聞くと、やはり滞納を防ぐためですよ。そういうことも私はやっていかざるを得ないのではないかなと思うわけですよ。私たちが言っている町独自の減免というのはそういうことを言っています。

あともう一つは、一般会計からの繰り入れも言ってるわけなんですよ。今までは基金があって基金を繰り入れてほしいと、努力してくださってますよね。ところが、一般会計からの繰り入れがなかなかできないと、法定減免はできないんだというふうに言ってるんですけども、そこで毎回指摘しておりますように、これは国保中央会が言っている、例えば町でいったら健康管理センターの運営経費、それから全戸に配っている国保カレンダー、それから人間ドック、私たちの手元の文書には、特定健診は国保の会計ですけれども、その他のがん検診等については一般会計だというふうに言っています。私は、人間ドックを一般会計に持っていてもいいのではないかなと思います。その件を合わせると、南部町でも800万近くのお金があるわけです。このお金を一般財源化するないしは少なくとも比率に応じて一般財源を繰り入れる。これは国保中央会も今から10年前に指摘しているんですよ。一般施策として、事業実績の経費や国民健康保険事業の独自の財源である国保料や国保税や国庫負担のみで賄えることは、負担の公平という見地からどうかということも国保中央会が言ってるという点からすれば、多くの自治体がこの点を上げて一般財源を、いわゆる法定外繰り入れですけどやってるわけですね。私は、こういうことを考えたら、少なくとも800万円を一般財源から入れることは可能だと思います。

それで、つくづく公共料金の引き下げが必要だと思いますのは、以前に委員会で執行部が述べられたように、人口減になればこれからその負担をどうするのかということで、おのずと人口減の人たちに対しての負担増を求めるといった意見も聞きました。これはとんでもない方向であり、これから少子化対策取り組んでいくにしても、人口増がなかなか見込めない中では、いわゆる公共、いわゆる税金をどのように使っていくのか、そこに住む人たちのどこを支援していくのかということを考えていかななくてはならないと思うのです。そういう点から見れば、この国保税については今後一般財源を投入し、少なくとも国保税の負担軽減を図ることを求めて反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第66号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険の27年度の決算ですけれど、委員長のほうからも報告がありましたように、2,763万円の繰越金を計上することができました。これは医療費の削減というものもあったと思うんですが、先ほど真壁議員からも話がありました国民健康保険への財政支援の拡充ということで、国全体で1,700億円が投入され、これは個人の国保税を下げる目的ではなく、財政基盤の強化ということで、これが国のほうからの支援があったというふうに説明書ではちゃんと書いてあります。

共産党議員団の反対論で1人当たり5,000円、財政改善効果をどこに使ったのか不明であるということがありました。その説明であったとおり、平成26年度は応益部分、保険税の軽減制度、つまり低所得者の方に対して7割軽減、5割軽減、2割軽減の方々の幅を広くし、そして支援ができる町民の方をふやしたということになります。27年度については、これは応能部分、ここに対する財政支援です。この結果、どういうふうにこのお金が使われたかということ、最初に言いました国民健康保険の決算では、2,763万円の繰越金できた……（「繰り越しの増額」と呼ぶ者あり）この繰越金の中の町の方に入ってきている金額がそれに相当する1,350万円、約半分ですね。（「使うんだ」と呼ぶ者あり）それがあったからこれだけのものができ、そして国保運営協議会で28年度の保険税は上げないという方向性が決まりました。これはこれだけの繰越金できたから、27年度の医療費を換算すれば上げなくてもいいではないかという結論に達したというふうに思います。もし、これがなかったら保険税、上がっていたかもしれません。そういった抑制ができたということがこの国からの財政支援であったというふうに思っています。

さらにつけ加えれば、安倍政権下では低所得者の方に向けて年金生活者等支援臨時交付金が高齢者の方の世帯の底支えを目的として対象者の方に1人当たり3万円が支給されると。27年度ではこの申請に対する事務費が計上され、28年度でそれぞれの方、対象者が南部町内で1,433人、今現在申請をされた方が1,394人、この方に支給をされる、もう口座に入ってるのでしょうか、そういったような支援もちゃんとしています。

共産党は、いつも貧困や低所得者に対する支援を訴え、国や町は何もしてないというような議論をしますが、実際にはさまざまな施策が講じられて実感しておられる町民の皆さんも多いのではないかなというふうなことをつけ加え、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対ですね。

○議員（12番 亀尾 共三君） そうです。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に……。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。議案第66号、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算について、反対する考えを申し上げます。

私は、そもそも1,700億円、これはどうして国が出すように至ったのか。これは国保の会計を都道府県が全て一本化しようという方針を出したのに対して、それぞれの知事がこういうことをされては、今の国保運営をそういうことで投げ出されては困るんだと、何とかやっぱり国としては考えるべきだということから、国じゃあ、負担を軽減するために1人当たり、1世帯かな、5,000円の軽減をするようにしましょうということを出したんですよ。だから当然、今の自治体の保険者としては、それは従うべきである。そのぐあいに素直に受け取って負担軽減するのが当然じゃありませんか。私どもは、実質収支が2,763万2,981円余ったわけですから、そうしますと、私は、ひとり、これは十分このお金を余すのではなくて、少なくともこの金額を使って負担軽減をすべきだと思います。

私は、賛成者の方にお聞きしたいんですが、町民の国保の入っておられる方、どういう声をされますか。ああ、楽でいいわという声は聞きませんよ、みんな大変だと。窓口負担もふえる中、本当に大変な状況だということは、ひしひしと訴えられるんですよ。それについてはやはり住民から負託を受けている議員としては当然、その声を行政に上げるべきではありませんか。私は、これが真摯な態度であるということを主張して、反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、委員長報告に賛成者に発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。賛成の立場から発言をさせていただきます。

ただいま亀尾議員がおっしゃったように、私も高いなというふうを感じる一人ではあります。ただ、この国民健康保険事業特別会計にそれをもって直ちに反対というわけにはならないなということで、少し発言をさせていただきます。

今回、実質収支が2,700万円ほどの黒字ということで、非常に健康福祉課さん、町民生活課さん初め、頑張っていたなという話には、保険ですんで本当のところはならないんだろ

うなと思います。大きな流行性の病の流行がなかったりですとか、たまたま多額の医療費がかかる方がいらっしやらなかったりといったようなことが重なって、実質収支が2,700万円残ったというのが、これが本当のところは一番大きな要因ではないかなというふうに感じております。これからもどんどんどん個別の医療費というのは高額化していきますから、もうあとちょっとで県で一本化になりますので、南部町として国民健康保険をどうだということを議論をすることはもうほぼ終わりになってはきますが、ただ、国民健康保険に該当する皆さん方のこと、医療費に関して言えば、これはもう永遠に続いていく議論だというふうに思います。

現状、保険者としては何か起こったときに、しっかりと医療面でバックアップができるような財政基盤の安定化というものが最大の義務であります。今まで4,000万、5,000万が単年度であつたという間に消えてしまったということを何遍も経験をしているわけですので、2,700万円繰り越しが、繰り越しといいますか、実質収支ができた。これを即、保険料の軽減に充てて本当に正しい選択なのかどうかということは、しっかり考えないといけないことだと、こういうふうに思います。

それと、一般会計からの法定外繰り入れ、できれば本当にいいんですけども、一般会計のほうも経常収支比率86%ですか、もうほとんどお金の行き先が決まっているような状況、なおかつ財政力0.26幾らちょぼちょぼということは、もう74%とか73%は国からの仕送りがないと成り立たないようなそういった状況の町の中で、どんどん国保のほうに繰り入れをして国保料を下げるということは、やればればいいんですが、実態はできない状況であるというふうに判断せざるを得ません。よって、今回のこの国保の会計については、やるべきことをきちんとやられてこのような結果になったということで、反対すべき理由はないということで賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 大体、議論が、焦点が定まってきたように思います。この国保の会計は平成30年をもって全県が会計統合といいますか、県が管理する仕組みになっていくその過程で、私は、全国市町村長会だったと思いますけども、県ですか、県が一本化になるという国の誘導の中で、財政基盤を強化しないと県が引き受けられないという状況の中から総額3,400億円、これ複数年にわたってだったかもしれませんが、それを地方の国保会計に投入して、それで住民負担の軽減を図っていかうとしたわけです。だから皆さん、本当に国保会計で国保に加入しておられる被保険者の実情といいますか、高負担感といいますか、そういうのは共通認識であると思います。これをどういう方向で解決をしていくかということは、やっぱり国の責

任が重いわけですね。というのは、国民皆保険制度という全体を国がつくってきたという歴史がありまして、これは世界に冠たるものなわけですね。国が財政難を理由にしてどんどんどんどん国の補助率を切り縮めてきたというのが高負担感の最大の原因となっています。

それを根本的な解決の道は、やっぱり私たちは、福祉の財源は、大企業、大資産家が大もうけをしておられる、今や360兆円とか言われるところまで内部留保が積み上がっているわけですね。そこに対してきちんと税金をお支払いいただいて、そうすることによって360兆円に対して1%をいただいただけでも3兆6,000億という財源が生まれますね。そういうことをきちんと税の面で民主的に、税の民主化と私は言いたいと思いますけれども、そこを地方から声を上げていくことが大切だということの一つ言っておきたいし、その間、住民は苦しみ続けているわけですから、それを緊急避難的に町が支援を強めるというのは大事なことだと思いますから、今回の決算でまだ高負担に苦しむ被保険者の声を考えるならば、今のこの決算の状況は認めるわけにはいきませんので、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案66号の国保について賛成の立場から討論させていただきます。

今回の27年度決算で2,700万円余の余剰金というか、実質収支、黒字になりました。本当にこの国保会計、綱渡りでごさいまして、これができてほっとしておりますし、これがあつたおかげで28年度の国保会計が、予算が立つことができました。

この2,700万余の余剰金ができたといい大きな理由は、景山議員が言われましたように大きな病気等がなかっただないだろうか、ことは言われましたが、陰には町民生活課、健康福祉課の保健師さん等が国保のビッグデータを活用して、町村の町民の大きな病気の原因が出てますので、それをもとにした保健活動を重視しておりました。その結果、26年度も27年度もその余剰金ができまして、国保会計が今、順調に回るようになりました。これは担当課の保健師さんにすごく敬意を表したいと思っておりますし、このビッグデータというのは、今度は協会けんぼとの連合も突合されて、余計町民の病気のデータが町村を担当課が見て対応はできるようになりましたので、これはすごくいいことだなと感謝しておるし、感じております。これについて保健師の活動には感謝申し上げたいと思っておりますが、るる言われました国が1,700億円の拡充で担当課からこういう資料をもらいまして、これが町に対してはどのような影響があるのかということですが、1,350万円の効果があつております。どこにやっておられるかというのは、確かに

国保税は私も国保払った経験があって、一番高い税金は国保税でした。けども、その中でまだ厳しいのが、そこで7割、5割、2割の軽減がありますが、これを利用して5割軽減の方と2割軽減の方に個々に拡充されました。これが今、南部町では7割軽減の方が664人、5割軽減の方が585名、2割軽減の方が385名おられます。これらは全体の国保の入っておる家庭見ると、6割強の方がこの軽減の恩恵を受けておられます。このように本当に払えない人には手厚くそのようにするような施策で今、頑張っておられます。

そういうこともあわせて、一般会計から法定外を入れよということですが、一番入れていいんですけども、考えましたならば国保世帯よりも健康保険、協会けんぽ、共済組合、組合管掌等に入ってる世帯のほうがもう数倍多いんです。それらの方は、会社、またその組合等にすごい保険料を払っておられまして、その上にまだ自分やちが入ってない国民健康保険の云々まで負担せということになれば、これは理解できにくいじゃないかと感じまして、ちょっと法定外は厳しいなと思っております。

今、真壁議員が言われましたように、健康管理センターすこやかでしたかな、あの運営費とか、健康カレンダーとか、あれは全町民に渡りますので、これは可能だと思いますが、健康管理センターのあれは特別交付税でまだ入ってるということをお聞きしましたね。そういうことでちょっと無理かと思いますが、そういう知恵を絞りながら少しでも軽減は必要だと思います。そういうことで国保会計、今度は県に30年で一本化になる道ではございますが、本当に国保というのは病気になって医者にかかった費用をみんなでプールして払うという主義ですので、健康になればそんだけ医療費はかからないんです。健康になるためにいろんな施策を今、町がやっております。1つが統合医療も含みますけど、そのようにしてみんなが健康でお医者さんにかからないように頑張れば医療費も下がってくると思いますが、その反面で、今度は病院経営が厳しくなるという反面もございまして、これを上手にやっけていかないけんとなつくづく思っておりますということをおし上げて、27年度国民健康保険会計は、皆さんの努力によりましていい結果が出たということをおし述べて、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

ここで休憩をとります。再開は10時50分からいたします。よろしくお願いいたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて議事を進めます。

日程第5 議案第67号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第67号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長の井田です。議案第67号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入決算額1億2,333万8,658円、歳出決算額1億2,302万2,218円、実質収支額31万6,440円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対意見でございますが、一定の年齢によって高齢者を差別するもので、これが一番の問題である。国の政策で年金が引き下げられており、当然、生活費が圧迫している。県が一本化したということは町内の意見がリアルに反映できないという、いわゆる高齢化になると医療にかかる機会が多いわけですから、これを別枠でやるというのは許すことができない。国民全体で支え合うこと、国が手厚く支援していくことを指摘する。

賛成の意見でございますが、年齢による差別との指摘があるが、これは既に市民権を得ており、問題ではなくなっている。今回の決算を見ても約31万円の実質収支が出ている決算となってる。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第67号、平成27年度後期高齢者医療特別会計についての決算について、反対するものであります。

先ほど委員長のほうから反対の意見の報告がありましたが、私もまずそれに沿った考えであります。私は、医療費については、保険の枠については、若いからとか、あるいは中高年だからとか、そういうことによって振り分けすること自体は大きな間違いだと思います。だって、若いときだって病気もするし、高齢になってもけがをしたり病気をすること、当然のことですから、やはりこういうように分けるのではなく、職場であり、あるいは国保であり、そういうことで振り分けするようなことはやっぱりすべきではない、このように考えるのが根本であります。

そして、全県が1つになりました。そのことによって、この中でここに加入される被保険者の方の意見がリアルにやっぱり反映できない。つまり、この声を反映する場所が本当に限られてしまったということ、これが非常に大きな問題であると思います。まず、加入している方、いわゆる被保険者の声をやっぱりいろんな方角から受けて、そしてこの保険制度をどうするのかと、それを、保険料にどう反映させるのか、このことをしっかりと議論して決めるべきだというぐあいに思います。だから、以前は各自治体がそれぞれにこの被保険者についてはどう扱うのか、どのような負担をかけるのかということを決めておったんですが、県が1つになったこと、この声が非常に大きな問題だと思います。

それから、先ほども委員長報告であったですけども、年を重ねるほどやはり体力が弱ってくるし、そういうことからけがをしたり、あるいは病気になる、このようなことがふえてまいります。当然、本人の負担もふえます。そういうことから、やはり医療にかかるお金がかかる、これ当然のことです。ましてや、後期高齢のここの会計に入られた方、この方たちはほとんど年金が頼りの暮らしだと思います。年々国の方針で年金がどんどん引き下げられております、国保ですね。そういうような状況であるから、やはりこれについては行政側で負担をして軽減をする、被保険者の負担を軽くしていく、強くこのことを求めて私の反対の意見とします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。議案第67号について賛成の討論いたします。

ずっとこれができてから75歳ルールというか、75歳ということで差別だ、差別だと言っておられますが、もうこれできて大分なりまして、もう皆さん市民権を得ておられます。（「差別です」と呼ぶ者あり）この会計も国保会計とほとんど一緒でして、高齢者の中でも低所得者に対

しても軽減措置がされております。それで、いろいろな病気のデータも国保会計と連動して、それらも市町村と連動して高齢者の健康についての保健事業もきちっとしております。そういうことで、この会計には一つも瑕疵はないと思って賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第6 議案第68号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第68号、平成27年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長の井田です。議案第68号、平成27年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容は、歳入決算額186万755円、歳出決算額186万755円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第7 議案第69号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第69号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長の井田です。議案第69号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

内容は、歳入決算額537万326円、歳出決算額215万2,588円の実質収支額321万7,738円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、まず1点目、滞納額が現年度で、住宅貸付金で200万を超えている。現年・過年度分を合わせると約8,700万円の滞納が出ている。国等に言って町が抱えてる分についての補填を求めていくことは必要。

2点目であります。ただ集めれば済む問題でないことが包含されているので、大変だが総務課で徴収しながら全面的な問題の解決を図っていくべき。

3点目、少子化対策で税の滞納者には出さないと言っているが、ところが、住宅資金の滞納者問題は別、これは不公平。全体的なバランスを考えた場合、住民は不公平と感じる。

賛成の意見でございますが、もともと国の政策であるため、国に言うのはもちろんである。税務課に徴収を持っていったというのは、たしか33年で全て終わるということで、あとは徴収のみということで税務課になったと思いますが、この事業はいろいろな諸問題を抱えている。例えば生保につながったときどうするか、死亡されたときどうするかなど、大きな問題で総務課も絡むと思います。それらも含めて国に対して言うことは言うべきと考えます。国に対しても、もっともっと言うべきである点では一致しますが、認定すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第69号の27年度の住宅資金の貸付事業の特別会計に反対します。

先ほど委員長の報告を委員長がなさったことでわかるように、これの審査の結果の賛成も反対も同じような意見が出て、賛成、反対になったという経過だったと思います。

私が反対するやっぱり一番は、8,758万8,340円の収入未済が起こっており、これをどう解決するかといった場合に、果たして税務課に徴収ということでもいいのかという点が1つありました。

担当課のほうから27年度の住宅資金貸付の徴収実績という大きな紙に書いた分を配っていた中で説明を受けると、いわゆる現年度分が全くゼロ、入っていないところを見たら、やはり生活相談、相続放棄、亡くなっていた方というのがあるわけなんです。こういう場合にどのように対処していくかという点でいえば、先ほど委員長がおっしゃったように賛成者も反対者も一緒に、税務課だけの問題ではなく、生活支援の問題、福祉からの観点等も入ってくる内容が大きいのではないかとこの点なんです。

今回の黒字になった大きな理由は、いわゆる繰り上げ償還ですね、完済なさった方がいらっしゃる。これを見る限りは、少なくともお金が入れば払いたい、借りたもん返したいというのが多くの共通した意見だと思うんですよ。実際、こういうことになってきているのは、今の現生活の中から払うことが困難であるということが見てとれるのではないかとこの点なんです。

例えば現年度分はどれぐらいの請求行くかということ、1年間で支払う金額が44万、この方なんかは合わせて700万近い収入未済があるわけですね。それから、多くの方々が43万、34万と払うわけです。考えてみれば、高齢世帯になって年金暮らしの方で年間30、40万の金払えるかといったら、払えないということはもうこれも明白なことではないかと思うんですよ。こういうことをそのままにしておくというのは、やはり無理があると思う。

担当課については、できる限りでお金入れてくれたらいいということをやっているのですが、例えば1つの例でいえば、本年度この住宅資金には入っていないけども、税務課にお金を納めているということで、本年度の支払い額ゼロになっているというケースもあるわけですね。担当課の苦勞はわかるんですけれども、これを税務課に持っていくという町全体の考え方からして、私は問題だと指摘せざるを得ないと思うんです。

一番の大きな問題は、国に対しての生活保護や亡くなった方に対する相続放棄の点についての財政措置を求めていくということが第1点と、2点目には、借金があるから返さないといけない

のは当然です。私たちはそういう立場です。

と同時に、住民である限り、困難がある場合には福祉施策等なんかで対応していくべきだと。その中で、この金額だけではなく、税金、公共料金をどんなふうに負担してもらうことが一番いいのかということを考えていかないといけないのではないかと。そういう点から見れば、教育委員会で持ってきたことを税務課にして改善と見るかという点では改善ではなく、税務課は税務課独自の税の徴収という仕事があります。税金と住宅資金とやっぱり違う。

そういう意味でいえば、総務課と健康福祉課等が相談して、町民生活課もかかわってくると思いますが、これらの総額8,000万の滞納について世帯件数が少ないことを見れば、いかに滞納額、大きいかということわかりますよね。これをどういうふうに解決するかという福祉の観点と何らかの支援策を考えるという点でいえば、税務課ではなく総務課が持って関係機関と対処していきながら、解決図っていくべきだという点を指摘して、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。私も賛成討論をさせていただきますけども、少し先ほど真壁議員の討論とニュアンスが大分かぶるところもありますので、聞いていただきたいと思いますが、この議案につきましては前回も討論をさせていただきました。宅地や住宅の取得にかかわる貸付金を運営するに当たって、返済能力のチェックや貸付資金全般のアドバイスにおいて金融機関並みのスキルを持たない行政が行うことには、やはり無理があったと考えております。

27年度決算にかかわる滞納状況を見たときに、生活保護になっている方、相続放棄をされた方など、およそ回収不可能なケースもあります。また、他の方については、少額ながらも分納という形で納められているケースもあります。この貸付金の特徴は、税金と比べ強制力を持たないところがあることも健全な納付運営に支障を来している要因でありましょう。

しかしながら、私の生まれた年、1969年に制定されました住宅資金貸付事業は、国の事業である同和対策事業の一環として行われました。以上のことから、国に対して措置を求めることが肝要であり、担当課におかれましては鋭意取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第69号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第 8 議案第 7 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、議案第 7 0 号、平成 2 7 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第 7 0 号、平成 2 7 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容は、歳入決算額 2 億 3, 9 7 0 万 9, 7 1 1 円、歳出決算額 2 億 3, 9 0 4 万 8, 9 5 2 円、実質収支額 6 6 万 7 5 9 円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、年金で生活している方の比率が高い中で、生活が追い込まれている。公共料金の引き下げをやるべきである。それから、消費税を廃止すること。負担軽減をすることが人口減少の歯どめになる。一般会計を投入すべき。ここ数年、黒字決算である。これを基金にするというよりも、今住んでいる人からいただいた税金なので、これで賄うべきである。

賛成の意見でございますが、消費税は確かに大変だが、社会保障に充てるということなので仕方ないと思います。一般会計をもっと入れるべきという話だが、農集、公共、浄化槽、いずれも一般会計を結構入れて何とか維持をできている状態である。これが公営企業になったら大変だが、今は一般会計を入れてこの会計が維持できていますので、これは認定すべきと考える。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第70号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

私は、先ほど委員長報告がありましたましたが、それが大体ほとんどなんですけども、まず1つは、決算書を見ますと、やはり収入未済額が780万ぐらい上がってます。私は、これは何を反映するのかとよう考えてみますと、利用料そのものがやはり高いという、そういうぐあいに認識持たれる人が多いと、かなりおられるというぐあいに思います。委員長報告でもされましたけども、私は、公共料金について非常に皆さん負担を感じておられるわけなんです。少なくとも消費税を転嫁をやっぱりやめるべきであるというぐあいに思います。その中で、所得によって減免制度というものも考える必要があるのではなかろうか、そのことも強く思うものであります。

それから、利用料を引き下げること先ほど申し上げましたけども、これが人口の増加、これについてもある程度の影響をするのではないだろうか、プラス面が出るのではなかろうか、こういうぐあいに考えます。それで、何よりも限られた利用料の中からでありますから、やっぱり一般会計からの繰り入れをもっとふやすべきだというぐあいに思います。そういうことを理由に反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨です。私は、議案第70号、農業集落排水事業決算について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど委員長からありました収入総額が2億3,970万9,000円余であります。着目するのは、そのうちの1億933万9,000円が一般会計から繰り入れられております。そうした繰り入れがある中でやっと収支バランスが保たれている会計であります。あわせて、この農業集落排水の使用料、皆さん方からいただいております使用料が7,126万2,000円あります。これは全体の収入総額の30%であります。ということは、3分の1を皆さん方からもらって会計運営がなされているというところでありまして、繰入金額が46%、約半分を繰り入れしていただいて、30%皆さん方からいただいて、この会計がバランスがとられているという厳しい会計の中です。

先ほど反対討論の中でありましたけれども、一般会計からもっと投入すべきだという御意見がありましたけれども、特別会計というものの本来の姿というのは使用料等で収入を得て収支バランスを保つというのが一番健全な姿であります。

しかし、大都会のように大きな100戸入りのマンションが1つあって、経費もかからずに使

用料がどんどん入るといふようなところでしたら、収入があつて収支バランスがそれだけで保たれるんでしようけれども、やっぱりこゝういった地方、田舎になりますと投資も相当かかりまして、そゝういった皆さん方から倍も使用料をいただくんと収支バランスがとれなくなるといふようなことになってしまうもんですから、とてもそゝういふことにはなりません。地方や田舎の自治体は、どこもがこゝういった一般会計からの繰り入れをして会計運営をしておるといふのが実態でありますから、一般会計が13億も黒字だからあつちから持つてくるといふ姿のものだなくて、今、既に1億数千万の繰り入れをしていただいて使用料は3分の1で済んでおるわけですから、これ以上使用料を安くするよふな方向といふのは健全な姿ではないと私は思つております。

さらに、担当課であつたり、いろいろ御努力いただいております、汚泥の減容化の成果も27年、見えてきておりますし、経費の面では、職員の数が、私、聞きましたら、今、下水関係3人ださうです。全国的な平均を見ますと、1万人程度の自治体が下水担当職員といふのが4人といふのが平均のよふです。ですから、3人で運営されておりますし、そゝういった人件費の節減にも努めておられる会計ですので、現状で私は御努力いただいておりますので、賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもつて討論を終結いたします。

これより、議案第70号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によつて決したいと思つます。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よつて、本案は、原案どおり認定されました。

日程第9 議案第71号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第71号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第7

1号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入決算額5,295万6,956円、歳出決算額5,243万863円、実質収支額52万6,093円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、議案第70号と同じであるが、つけ加えて農集、公共下水に該当しない地域には高齢化率も高い。接続率を高めるためには抜本的な施策をするべきである。

賛成意見でございますが、浄化槽に関しては農集、公共下水の通りにくいところ、中山間地域でひとり住まいの多いところ、奥部で家も改修することができない状況があり、そこまでする必要はないという個人の選択肢の自由がある。接続率を言っても限度があると思う。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第71号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、私は反対するものであります。

反対の理由は、先ほどの議案70号、表題は変わりますが、しかし、内容としては下水のやっぱり改良ということですので、これについてはほぼ同じ意見であります。

先ほど委員長報告で抜本的な対策ということなんですが、私は、やはり奥部のほうの方では改良するときには高齢化の方が多いわけなんです。そういうことで国が主に奥部に対しては、やはりそれなりの支援というものをやっておりますね。地域でいいますと起債の場合は過疎債とかいって、そういうものを国のほうで支援をするというようなことをやっております。ですから、やはり奥部のほうでつけたいんだけどもなかなかそこまで手が回らない、そういう状況の方も多々あると思います。そういう人には何らかのやっぱり施策をすべきではなかろうかと思うんです。

以前から私、申し上げたんですけども、くみ取り式の場合は、やはり下水が河川に流れる部分ありますね。洗濯だとか、あるいは炊事に使われるそういうのが河川に流れておるんですけども、しかし、こういう下水が整備されますときれいな水が河川に流れる。いわゆる環境整備にも大きく片方では貢献してるわけなんです。現状を言いますと、私のうちの前には水路があります。以前は非常にわけのわからんような藻も生えておりました。しかし、幸いなことにほとんどの家庭

で下水の整備ができました関係で、非常に川がきれいになりました。私は、環境浄化に非常に役立つというぐあいに認識を持っております。ですから、そういう面からいってやっぱり抜本的な施策を町のほうで取り入れるべきではなかろうかということをつけ加えて、反対の意見いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第71号、浄化槽の決算につきまして、私は賛成の立場で討論したいと思います。

先ほどもお話ししましたが、一般会計からの繰入金で浄化槽につきましてもたくさん投入されております。収入総額から見ますと41%が一般会計からの繰入金でこの会計は賄われております。あわせて使用料ですけれども、これも収入の中の38%ということでございまして、使用料を上回る一般会計からの繰り入れがあって会計が維持されておるといふ会計であります。

先ほど反対討論の中でありました接続率の向上というお話がありましたけれども、今現在聞き取りの中で67.7%ということで資料が出ておまして、中山間地域のほうではそんな悪い数字ではないのかなと私は思っておりますし、まず中山間地域の方としてもお話を担当課から聞きますと、自分一人独居になってとりあえずは見合わせるわという方がどんどん多くなってきておるといふようなことでして、数字的にもある程度、頭打ちの段階に来たのかなと私は感じております。ピーク時は年間35基つけた年度もありました。今現在、27年度は8基設置したということですので徐々に数字的にも下がってきて、これがずっと25、6、7と横ばいですので、落ちついた段階かなと思っております。

さらに、接続向上の話がありましたけれども、抜本的な施策を講ずるべきというお話でございましたけれども、国のこういった補助事業が5年単位で更新されて、今も継続しております。途中で突然接続率を上げようということで特段の優遇措置なんかをすれば、今5年間通じて制度がある中で、じゃあ、去年した人はどうなんだというようなこともありますので、一定の国のこういった補助施策に区切りがついた段階で検討することは可能でしょうけれども、そういった時期でないときに優遇施策を今段階ではせんほうがいいじゃないかなと私は考えております。

そういったことからある程度、基数も減ってはきておりますが、接続率も徐々に70%に近づいておりますので、この浄化槽の決算につきましては担当課の御努力も理解して、賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第10 議案第72号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第72号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第72号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容ですが、歳入決算額1億7,919万9,093円、歳出決算額1億7,904万2,283円、実質収支額15万6,810円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対意見でございますが、同じく基本的なことは議案第70号の農集と変わらないが、つけ加えたいのは人的配置で、以前にやられた建設課と水道関係を1つのくくりにして人件費の削減を図るという意見をつけ加えておきます。

賛成意見でございますが、公共については接続率もかなり上がっている。いろんな形で人件費を削って公共料金を下げるといような話もあるが、そうではなく税の応分な負担ということも必要である。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。議案第72号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。私は反対であります。

内容については、70号、71号、これはやっぱり全て下水の改良事業でありますので、内容については改めて申し上げませんが、ただ一つ、委員長の報告でありましたけども、私が主張したいのは、ずっと以前なんですけども、上下水道課を別個の1つの課にすることではなくて、建設課と水道課をあわせて1つの課にしておりました。その中で職員がお互いに連絡とって一緒にその事業に当たるということから、人件費を別個にこの会計からするのではなくて、1つの会計からするというので、いわゆる人件費そのものを、職員さんの給料を下げるんじゃなくて、人件費に充てる経費をやはり考えるということをやって、やはりそのことをやれば負担軽減につながるというぐあいに思いますので、そのことを主張して反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第72号、公共下水道事業特別会計の決算について、私は賛成の立場で討論いたします。

私も先ほどの農集、浄化槽と同じでございます。公共下水道事業につきましても一般会計からの繰入金で6,514万4,000円、これは36%に当たりますが、それだけの一般会計からの繰り入れをして運営されている会計でありますので、とても皆さん方からいただく使用料だけで運営できる会計ではありません。非常に苦しい中、こうやって皆さん方の苦しい台所の補填するといえますか、料金上げないで頑張っておる下水関係であります。

先ほど人件費の話がありましたけれども、私は、農業集落排水でも申し上げましたけれども、やっぱり下水関係、全国では4人でこういった1万人規模の自治体がやっておるという中で、3人で頑張っておられる、人件費節約されている会計です。上下水道課と建設課をあわせれば経費削減になるとおっしゃいましたけれども、私はそういうことにはならないかと思っております。ただ右の係と左の係があるだけで、そういった人件費が減ってくるというようなことは直接的には結びつかないのではないかなと思っております。ということで、それぞれ公共下水は平成27年新規が4件あったというような報告も受けておりますし、加入促進もなされておることですので、今決算につきましては賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第11 議案第73号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第73号、平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第73号、平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入決算額7,454万1,224円、歳出決算額7,450万8,834円、実質収支額3万2,390円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第73号、平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第12 議案第74号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第74号、平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第74号、平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入決算額47万1,939円、歳出決算額3万4,160円、実質収支額43万7,779円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第74号、平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第13 議案第75号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第75号、平成27年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第75号、平成27年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

内容は、事業収益2億3,004万974円、事業費用2億2,674万4,674円の歳入

歳出決算の認定についてです。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、簡易水道と上水道を会計統合したということによって、公営企業法の適用で町からの繰り入れができにくくなり、住民の負担が高くなってしまおうという構造的な問題がある。国から地方の水道事業について一本化しなさいという指導があるようだが、これがそもそも問題だと考える。国に対して声を上げていくべきだと主張して反対する。

賛成意見でございますが、会計統合して構造的な問題が生じているという指摘だが、このまま続けていけば簡水はもっと高くなっている。統一化して簡水は下がりました。今度の公共料金審議会でも安い会見のほうの簡水に合わせるようになっておりまして、認定すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 5番、植田でございます。議案第75号、平成27年度南部町水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

反対理由は、先ほど委員長報告であったように、簡易水道と上水道を会計統合させたことによって、公営企業法の適用範囲を簡易水道まで広げたことでもあります。公営企業法というのは経済性ということを強調されるわけですが、本来の目的は公共の福祉の増進が大目的となっておりますから、公営企業法適用だから一般会計からの繰り入れができないというものではないということは、そういう認識は持っておりますが、しかし、国の指導がそういう性格ではなく、独立採算ということを強調するためにわざわざ簡易水道を上水道に統合させようと、こういう国の狙いがあると私は考えております。

そして、今回の賛成者の委員会での討論で、会計統合したことによって簡易水道の料金が引き下げられたという討論があったわけですが、これは会計統合したからそれが実現できたわけではなくて、公共料金審議会の答申を見ればよくわかるわけですが、第1段階で3年間、一般会計から1億2,000万円の繰り入れ、そして続いて第2段階として平成32年から6,000万円の一般会計からの繰り入れ、こういうことをすることによって料金が統一という料金になったわけですので、その問題の本質は、私が一番言いたいのは、公営企業法を簡易水道に適用

することが本当に何ていうですかね、本当にいっぱいある簡易水道で、町からその水源ごとにきちんと手当てをしていかなければ成り立たないものをきちんと町がそういうものとして管理する、そしてそこに国の財源も求めていく、そういう方向があるべき姿だということを主張いたしましたし、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第75号、南部町水道事業会計決算につきまして、私は賛成の立場で意見を述べたいと思います。

先ほど反対の意見の中で、経理一本化で料金が下がった。これはどなたの発言だったか私もよく覚えませんが、おっしゃるとおりでそれが原因ではないと思っております。一本化にして経費の削減には効果的だろうと、効果があったんだろうと思っておりますけれども、料金が安く統一されたということにはなっていない、この原因ではないというところは私も同感であります。

水道会計につきましては、先ほど委員長のほうからありましたように、中身を見ますとやっぱり一般会計からの繰り入れもあっております。

反対の御意見の中で、企業会計になったら町からの繰り入れができなくなったというようなお話がありましたけれども、やっぱり公営企業法の適用会計でも一定の制度の中で繰り入れることができますし、特別会計、簡水だからといって無尽蔵に補助金、一般会計からの繰り入れができるというものでもありませんので、そこらは経理一本化をしたから繰り入れができなくなったというところは、一言では言えないのではないかと思っております。

やっぱり国のほうの考え方として、私、ちょっと調べましたら、全国に簡易水道というのは5,400カ所もあって、5,000人以上の上水が490カ所、約10分の1ですね、そういった数の簡易水道がありまして、国の考え方としても徐々に統一本化、上水化というのが狙いでありまして、逆に簡易水道のままで頑張っておられる自治体には補助制度というものに結構、年次的に制約がかけられてきておるといことも聞いておりますので、そのまま頑張っておっても従来どおりの補助がいただけるからそのままがいいということにはならなくて、やっぱりキャパを広げて経理も一本化して、全体の中で、今、南部町も実現しましたけれども、簡易水道も上水道も同じ料金にしていくというような形のほうがあるべき姿かなというふうに思っております。

さらに、平成27年度にも水道統合事業されました。工事も28年度には完了しておりますけれども、本当に大きな投資をされたわけですが、やっぱり国からの元気交付金というよう

な金も投入しながら実現できました。ことしの夏なんかは本当に猛暑でしたけれども、断水の心配もなく豊かな水があって、安全・安心を供給できたというふうに我々住民も喜んでおります。これがまた成果であったろうと思っております。

先ほど来ありましたように一般会計からの繰り入れもありますし、本当に人件費のこともおっしゃいましたけれども、水道事業で職員数が1人の正職員さんと臨時職員さんが1人というような格好で運営されていますから、本当に経費についても人件費についても頑張ってもらっていると思っておりますので、厳しい会計決算ではありましたが、努力の跡がよく見えますので、私は賛成すべきと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成27年度の水道会計には反対いたします。

理由は、従来から主張してきた低いほうに合わせるべきだという水道料金に対して、27年度現在で差があるということについての反対です。このことについては賛成討論者から述べられたように、今現在低いほうに合わせるという答申が出ていて、今後の課題になってくると思いますが、これは高い水道料金を払っていた側からすれば、長年の懸案事項であったという点です。これまでも旧西伯側では、本当に高い簡易水道を払って地域の水道を支えてきた住民からの希望でもありました。簡易水道が上水道と一緒になったんですけれども、今、町内の中で2つの水道体系があるという点について、27年度の決算についての反対です。

それと、もう一つは、先ほどの関連の下水道の討論の中にもあったんですけれども、私たちが主張していますのは、上下水道の料金、そこに人件費を充てることの是非を言っているわけです。従来、旧西伯のときの水道事業について言えば、その水道会計で人件費を見ることを避けるために建設水道課というふうにしてたわけですよ。それも一案だというふうに思っています。住民の声は、生活にとって欠かせない公共料金が高いということの一つに、やっぱり水道料金が入ってるわけです。

それで、おっしゃっていたように、都会と違って簡水を1つにしたから安くなるのかではない。まして今、国は広域化を言っていますが、採算のとれないところを広域化してどんなにメリットがあるのかという点ですよ。そういう意味でいえば、私は、自治体の首長も含め、議会も国に働きかけなければいけないというふうに考えているところです。細かいところの賛否はいろいろあると思いますが、そういう点では一致できると思っておりますので、安易に簡水を統合して補助金を

減らすようなこと断じてあってはならないということを厳しく指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この水道事業会計について賛成の立場で討論させていただきます。

まずは、さっき真壁議員のほうからもあったんですけど、簡易水道との合併の件ですけど、これは厚生労働省のほうで簡易水道整備にかかわる国庫補助金交付の要綱が改正されたということで、国のほうからこれは統合しなさいという、この統合しないと逆に言えば国からの補助金が対象外となってしまって補助金が出てしまう。この28年度末までには必ずそれをしないことには補助金対象から外されてしまうという大きなものがあります。

さっきから出ております、景山議員のほうからもありました、特に自主財源の少ない、交付税措置で町のほうを発展させていってる町にとっては、やはり国からの決まり事については粛々と対応していくということが必要ではないかなというふうに思います。

また、統合によって水道料金を低位に合わせたというのも、これは町長の大きな決断であって、3年間は町費も一般会計のほうからつぎ込んでやっていくということです。そういった中で、今、水道が会見のほうからの統合されたわけなんですけれど、この3年間で統合事業の経常収支の検証ということで上下水道課のほうから資料もいただきまして、今現在で約150万ぐらいの削減が図れる、年間ですね、そういったようなことも実質出ております。

また、これからの対応としては、馬佐良の配水池の池から新宮谷のほうの配水池のほうに電気を使わないで直接行くようなシステムも考え、ちょっとそのためには先行投資が自動弁なんかをつけると1,000万円ぐらいかかるようなんですけれど、やはり将来的な長い目で見ていけば投資をしてでもそういったようなやり方というのもこれはありではないかなというふうに思います。

それから、人件費についてですけど、これは例えば建設水道課となっても、上下水道課であっても、これは水道のほうには人件費はかかるわけです。それをかかったものは、やはりちゃんと入れて、その中で会計を対応していくというのは、これは当然のことであって、その中で決算を出していったのがこの27年度の結果であったというふうに思っております。

水道については、これからまだまだいろいろなことが出てくるわけなんですけれど、やはりそういったものを私たち議員も十分に熟知しながら検討していく、そういったことを入れてこのたびの27年度の決算については賛成すべきという立場で討論させていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号、平成27年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時からにしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第14 議案第76号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、議案第76号、平成27年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第76号、平成27年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

事業収益24億3,740万1,084円、事業費用24億7,174万2,375円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対意見の内容ですが、反対の趣旨は、自治体病院である限り、市町村のはっきりとした役割を果たすべきと考える。自治体病院に対する補助金を的確に出していくべきだという点で反対します。医業収益で赤字を出すか黒字を出すかは対外的には大きいこと。利子補助は医業外収益の中に入れる。これを入れておけばそんなに赤字にならなかった。平成28年度でいえば大幅な繰

り出しを行うわけですが、順番として交付要綱に基づいて責任を果たしてほしいと思う。

賛成の意見ですが、町が先に補助金を入れなければ県が補助金を入れないのではという話だが、町はここ数年、補助金を入れていない。けれども、県は補助金を入れている。県の要綱の中身としては、県は補助金を出す、町に余裕があったら出してくださいという内容であるとのこと。補助金について問題はないと思う。また、利子補助については医業外収益に入れてあるということです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第76号の27年度の病院事業会計の決算に反対いたします。反対理由は、先ほど委員長がお述べになりました。

その前に委員会の中で決算等を聞き取りし、審査する中で、今回、医業収益が減額の3,711万7,000円、要は3,700万近くの赤字が出たという中で、いろいろと聞き取りをしていく中でやはり論議になったのは、外来患者が前年比マイナスの3,640人、5.8%の減ということでした。それを聞く中で、患者をふやしていく努力もそうですが、やはり受け皿してどうかという点で考えた場合、常勤が203名、非常勤47、総勢250名近くの職員がいます。その中で、患者が減ったからといって決して手が余ってるのではなくて、今時点でも本当に医師なんかは走り回ってるという現状だということもわかりました。そういう点から見れば、患者増、住民が依拠する病院としてどういうあり方がいいのかということについては、受け入れ態勢も含めて職員の配置増等も考えていかなければならないということを委員会で非常に強く感じたという点を1点言っておきます。

今回、賛成か反対での討論が大きく出たのは、いわゆる自治体病院の補助金をめぐってでした。これは確かに町の病院ですから、町議会では町が病院の位置づけとしてどうあるべきかという点で、やっぱり議会でしっかりと審査し、協議しなければいけないというふう考えたところです。

鳥取県自治体病院補助金交付要綱に基づいて県がいわゆる建設費用についての利息に対して補助を出すという制度です。このことについて言えば、先ほど賛成議員が町に余裕があったら出したらいよといって県は言っているというふうに言ってるのですが、私は本来、住民のために自治体病院を持つ町のあり方として非常に不自然だし、本当はそういう態度とってはいけないので

はないかという点での疑問点なんです。

今回の委員会の中では、補助金が出ているか出ていないかの問題になりました。一般会計からの西伯病院への繰入金総額4億3,941万5,349円のうち、交付税分は4億292万8,000円で、県から利子分として3,648万7,349円、その下に町利子分としてゼロ円と書いてあるわけです。このことをもとにして論議になるわけですね。賛成する議員も皆さんも御存じやと思うんです。決して補助金は利子補助が出ていないということがこれでわかると思うんですよね。だとすれば、鳥取県自治体病院の補助金交付要綱、どう書いてあるか。

補助金の交付第3条、県は、町村が病院を建設するに当たり、借り入れた地方債の支払い利息について一般会計から病院会計へ繰り出しする事業ということですよ。利息補助に繰り出す町村に対して予算の範囲内で補助金を交付すると言っています。ということは、誰が読んでも支払い利息に対して補助を行う事業だと言っています。

第2項は、この額は病院建設に当たり、町村が一般会計から病院会計へ繰り出しする金額か、地方債の利子償還額の2分の1かどちらか少ないほうだと言ってるわけです。誰が読んでも少ないほうに該当するとすれば、このとおりでいけば町が出していないんだからゼロ円になるのではないですか。私は、うがった見方とか町村にゆとりがあったら金を出すのではなくて、この自治体病院の補助金交付要綱を県がつくったのは、自治体病院を持つ市町村としてのあり方を言っているのではないかと思うんですよ。自分ところがつくって、県があなたのところが出すのであれば半額出しますよと言っている以上は、少なくとも自治体病院の責任持つ立場としてこのお金を出していくのが順当ではないでしょうか。

なぜ、こういうことが今回論議になったかということ、平成28年度の補正予算には1億2,000万円の一般会計繰り入れです。これは法定内繰り入れですね。企業債償還に対しての法に定められた繰り入れなんですよ。人口減、医療費の高騰、考えた場合、自治体病院の行く先というのは非常に厳しい状況です。全国の自治体の病院の多くは法定内繰り入れでは足りずに法定外繰り入れをやってるところもあるわけです。

今、南部町の自治体病院が置かれてる状況は、言ってみたら法定内繰り入れを現在やってきたというか、それまで持ちこたえてきたわけですね。それ以前に補助金要綱で決まっている内容を繰り出していなかった町の姿勢が問われてくると思いませんか。私は、少なくとも今回3,711万7,000円の赤字だということですが、県と同じ金額の3,600万相当分を出していれば、これは医業収益の中に入ってくるわけですね。そういう意味では、こういう赤字が出た際に少なくとも町としての責任のあり方として、補助金の交付要綱に基づいてお金出すべきだと

いうふうに考えるわけです。

繰り返して言えば、合併当時、西伯病院をどうするかに当たって合併する側の会見側に対して、西伯病院はあるけれども決して一般財源入れるようなことしないということが為政者のほうから語られたということが住民の中に出ています。議員の中にもそういう声がありますが、一体、自治体病院とはどういう病院なのか、自治体の果たすべき役割は何なのかということを説いていくのが執行部の姿勢ではなかったかと、そういうふうに思います。そういう意味でいえば、私は、自治体病院の補助金交付要綱、県に沿った要綱に基づいて補助金を出していくべきだと、そういう町の姿勢を示すべきだということを指摘して、反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。この病院会計について賛成の立場から討論させていただきます。

今、真壁議員がやる反対討論されましたが、これの件は議事録を見ましたら、平成22年ごろからずっと同じ問題が起きております。基本的に西伯病院は水道事業と同じく公営企業法全適の事業所ございまして、自分とこの事業でやりくりしてきちっとしなさいということでして、補助金を出すならばあくまでも国が定めた繰り出し基準をもって出すと。病院と水道事業は、若干違うところは、水道というのは町民全体が潤うんですので、ある程度、イレギュラーなこともなってきたらなんですけど今回あるんですが、あってもいいかもしれませんが、病院事業というのはやっぱりこれはいろんな患者さんがおられまして、統計見ますと60%が町内でしたか、60か70。あとの30%から40%は町外の方がおられます。そのところに出していいかという問題もございまして、基本的には水道事業と違って病院事業というのは医療保険の制度改革によって上がったたり下がったりすることがございます。

今回の3,700万余の赤字が出ました原因は、24年でしたかいね。あっ、25年だ。24年には1億何ぼの黒字が出てたんですね。それをいいことじゃおかしいですけど、頑張ってたたら黒字が出たと。25年に電子カルテの更新時期とCTがちょっと古かったので一番最高のCTの機械を導入しましたら、その償還が重なりまして、26年でしたか、今度はまた医療制度改革が重なりまして、そんときにマイナス改正になったんですね。それによって一遍に起債償還とこれが重なりまして、病院が赤字転落したんですけども、黒字のときも赤字のときも町は建設費に伴う国からの交付税措置、起債償還分の繰り上げ基準は全部町を經由して、町が持つんじゃないし、そのままストレートに病院に入っております。県の補助も、この県の補助のところが、意見

が違うとございまして、毎回そのことは、県のこれつくられた方にお聞きしましても、この補助要綱は、町に対して県も出す、町も出す義務的な補助要綱ではないと。県は、町がそのように40億、50億かけた病院に対して起債償還、また交付税等をするのに全部町を經由して病院に入っておりますので、そういうことを考えまして県も利子補助をしましょうということがつくられた補助内容です。そこには町も一緒になって、県も出すから町も出せという項目はございません。（「書いてあるやん、そのものが」と呼ぶ者あり）それは、この3条に書いてありますのは、県は、前条の目的の達成に資するため、町村が病院を建設するために借り入れた地方債の支払い利息、今、40億、50億かけてつくりました。それに対して支払い利息を支払っている病院について一般会計から病院へ繰り出しています。実際に今までもやっております。そうしてる病院に大変だから県も補助してあげましょうと。（「違うよ」と呼ぶ者あり）そういう内容で義務的な補助の内容ではないということをきのう、おとついでしたか、また確認いたしました。それと同じようなことは、それで今までどおり公営企業法全適には町は補助繰り出し基準に基づいて全て出してるということは事実です。

1回、平成何年だったかな……（「22」と呼ぶ者あり）22年に、このときが西伯病院、大変な危機に陥りまして、お医者さんがやめられたり、病気休養等でこんときが大変厳しい状態がありました。こんときに初めて、あのとき10何億だったかな、12、3億出したと思いますね。（「2億ぐらい」と呼ぶ者あり）ごめん、済みません、失言でした。2億出しまして、この2億を出した根拠が県の毎月の2,300万だったかな……（「3,000万」と呼ぶ者あり）2,300……。いわゆる県の補助金がありました。何ぼだったかな……（「4,000」と呼ぶ者あり）3,000何ぼか。（「3,000何ぼ」と呼ぶ者あり）それを基本、もとにした数字なんです。それをもとにして5年間出しましょうって出したんで、県の補助金をここで出すという意味と違うんですよ。あれは資本的収入に出したと思います。そういうことでそういうのが1回あったんです。全部これも繰り出し基準に基づいた分でございまして、今回のやっぱり意見の相違というのはそこがいつも、県の補助金要綱の第3条がずっと平成22年から問題になっておりますが、何回確認してもそれは単県の補助でして、町に相当分というか、町が出さんと県も出さんというわけだないと。だったら、ずっと町は出してないもん。県はほったらおまえんとこ出いちょらんけんうちげはやめえわじゃないんで、県はちゃんと補助出してんで、県の補助金は町に取るんじゃないしにそのまま必ず出してねというのがあるんです、病院に。そういう内容だそうなんです。

そういうことがありまして、どうもここがかみ合わない問題でございまして、これに対しても

前田中管理者のとき、これも一般質問でされたときに管理者がやっぱりそこも気になったそうで、県の法制室等に意見を聞かれたそうです。（「私も聞いているよ」と呼ぶ者あり）法制局に見解聞いたら、南部町が県の補助金を超えて負担するいわゆる上乗せ補助、そういうものだないと言われたそうです。（「意味が違うの」と呼ぶ者あり）そのように田中管理者が堂々とそんなときには聞いておられます。また、この要綱には町の義務的負担に対する記述は一切ないし、そういうつもりはないという回答も私は受けましたので、それは病院としてはこういうの、県もあるから町もちょうだいというのわかりますけども、そういう要綱ですのでやっぱり自助努力して頑張っていたきたい。

実際に平成24年度は黒字出してんです。そんなときも県の補助も出してますよ。交付金も出してますよ。他の黒字経営の病院は、あんまり言ったらいけませんけど、そういうとこの病院は、交付金をちょっと病院出すのやめて、自分とこの町の中にプールしようかというところもあるんですけど、我が病院は黒字になっても全部出しております。そういうことですので、そういう要綱はもう何回もこの意見が相違しますけども、義務的補助金ではない。あくまでも今までどおり繰り出し基準に基づいて出すというのが大前提でございます。本当に厳しい経営でございますが、本当に頑張っただけで自助努力して黒字になった経験もありますので、時期も。やってやれんことはないと思いますので、そういうことを申し上げて賛成討論いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） ちょっと繰り返しになるとは思いますけれども、やっぱりこの法文を、この要綱をきちんと文脈に沿って読むことが公務員として当然求められることだと私は考えます。県の法制室というようなところの解釈が違うというようなことを言っておられるようですが、この……（発言する者あり）言いますよ。結局、その時々によって、先ほど経営が苦しくなったときの理由づけは、県の補助金の要綱の何年分を使ってないから、ここでまとめて病院に補助するんだという理由づけだったと私は記憶しております。その時々を解釈を変えるようでは、これはいけませんよ、公務員としては。

それで、一番最初に、西伯病院建設のときに町長が旧会員の庁舎に来られて、何の心配も、旧会員の町民の方には一般財源を使うようなことはない、大船に乗ったつもりで合併してほしいと、こういう発言をされたのがもとにあって、本来要綱からいけば出すべき補助金が、そのときは経営が何とかなっとったんだけど、なかなかということになったらこういう。だから、その時

々で解釈変えるようなことではいけないということを強く言っておきます。そういうことでこの病院会計に対しては、決算に対して反対をするものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 白川です。この病院事業会計の決算の認定ですが、認定すべしという立場で討論をさせていただきます。

先ほどまでさまざまな御意見がありましたけども、今後、考えていかなければならないことは、今、国が国策として、国策という大きな流れの中で地域包括もありますけども、医療費の適正化、要は抑制ですよね、抑制化が具体的に示されてきて、医療の中心が在宅医療に移行していくことだと思います。在宅医療に少しずつ移行していけば、西伯病院を維持管理するにはどうしたらいいのかというところにも軸足を置いて考えなければなりません。

細田議員と意見がちょっと重複しますが、地方公営企業という基本的スタンスの西伯病院、この病院は自立運営という難しさにあると言えましょう。しかしながら、病気にならないための予防プランの発信、早期発見のための努力などもまた推進していかなければなりません。特に我が町の各種がん受診率は、鳥取県内でもトップクラスであります。このような点は、大いに認めることができると思います。

現在、ドクター15名を筆頭に運営されている西伯病院のキャパシティ、またスペック、スキル、タクティクス、これらの能力を維持するのにかしないのかが大きな分かれ目と考えます。今現在の人口推移、高齢者の数、特に75歳以上の高齢者の方の人数から考え、また予期せぬ中規模・大規模災害、また予期せぬウイルス、細菌の感染拡大など、医療における一定の防衛ラインを張ることは重要と考えます。あわせて、健全運営のための機器の整備と人員確保も重要であります。よって、我が町として西伯病院の努力は認めなければなりません。その上で一定の支援は必要と考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12 番の亀尾です。私は、議案第何号だったかいな……。議案第76号ですね。

○議長（秦 伊知郎君） 76号です。

○議員（12番 亀尾 共三君） 病院会計の歳入歳出決算認定について反対するもので、内容は、病院の事業されてる方が決して手抜きをしてるわけだない、一生懸命やっておられた結果がこう

いう状況で、それは何かというと、やはり医療の点数の改革だとか、そういうことがある。そういうことからこういう結果を生んでるわけなんです。

先ほど同僚議員からいろいろ県の要綱ですね、これの解釈のことであったんですけども、私は、どっか有名な文学の博士の指導のもとに受けられたかわかりません。私は、実業高校で卒業してそれなりの国語は習ってました、認定も受けました。しかし、どう読んでもこれは解釈がおかしいと思うんですよ。ましてや、県がつくった要綱を、勝手に解釈を自分の都合で変えるなんてとんでもない話ですよ。（「県はこれだないけん」と呼ぶ者あり）県は……（発言する者あり）あれはちょっと私は。ちゃんとあれを平たく読めばそうでしょ。自治体が出すから、自治体の病院ね、出すから県も出しましょうという内容なんですよ、平たく読んで。どうしてそれをそんなくあいに変えるんでしょうか。

それと、もう1点は、先ほど賛成討論の中であったんですけども、水道事業については町全般に使うんで、それはお金も出していいかしらん、自治体の。だけど、病院はそうでない。町外の人も利用されるからというんですけども、そういう考えはおかしいですよ。だって、国が出す経営のために支援するお金は、全国の人の集めた税金の中から算出して出すんですよ。だから、町立病院だから町内の人しか診たらいいけん、そんなことでお金を出すのがおかしい、こんなことはまさに公平に扱う考えとは全く違いますよ。利己主義だないですか。こんなばかなことを議会で発言するなんてとんでもない話ですよ。私は……（発言する者あり）だから私は、今の県がつくった要綱を素直に読んで出すのが当たり前であって、誰に聞いてもあの文章を読んだらそのとおりだと。県が出すから町が出すんだなくて、町が出すから県が出すんだという、そういうぐあいに誰が見てもそう、ほかの人に聞いてもそうでした。（「県には行きません」と呼ぶ者あり）私、当然そういうことで県の考え方が間違っていることを指摘して、この議案に対しては反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 板井隆です。私は、この西伯病院の決算の認定について賛成の立場で討論させていただきます。

今までは起債に対する利子ということだったんですけど、まず一つは町立の西伯病院があります。これに対して交付税措置がまずされているということが大きなところだと思います。交付税分では町民生活課から説明を受けました。交付税分が4億292万8,000円というものが交付税で南部町に入って、それをそのまま西伯病院に交付金として出しております。（「出る分、

決まってるんですよ」と呼ぶ者あり) 決まってるかもしれないけど、そういったものがある中で、次は、予算説明のときに真壁議員が病院としてこの利子を主張すべきではないかという中で、中前部長は、交付税算定基準に198床の状況に合った交付を受けているのが現状である。なお、収入をもって充てることができない分を基準内で良好な医療の提供を行っている。独立採算への甘えを生じさせてはいけない。交付税なしで経営できている病院もあり、今後も黒字経営を目指して努力をしていくということをはっきり言っておられます。そこが一番大切なとこだないでしょうか。その利子を出さなくちゃいけないから町が出さないではなくて、まずは独立採算でやっていく。その中には交付税措置で4億円も町のほうからちゃんと出している。まずそこが基準でいよいよだめなときにはというときに、こんときも説明があります。三輪室長です。公営企業の繰り出し基準内で独立採算が原則であるが、厳しい状況下、地方財政計画に基づき基盤……（「それは違うって」と呼ぶ者あり）の強化のために繰り出しをするもの、そして総務課長は、一番苦しいときのサポートする。やみくもではやはり出すことができないということを総務課長自身の見解も、これについては2回も言っておられます。これが当然ではないでしょうか。（「病院はそんな答えしてない」と呼ぶ者あり）何を言ってるんですか。潰さないでしょう。そのためにさっき細田議員は言われました。平成22年に……（「論議をする」と呼ぶ者あり）2億8,173万3,440円を出しております。これの基準になってるものは、平成16年から平成21年までの利子部分を足したものです。そんなときにちゃんとそれだけのものを町は補助して援助してるんです。（「そんなこと……」と呼ぶ者あり）西伯病院の今後のために……（「論議になってないでしょう」と呼ぶ者あり）そのときには何かというと町民債を返還しなくちゃいけなかった。そこで病院経営も若干苦しかったですけど、それプラス償還がふえたので、そこを町が今までの基準内で支出してるんです。今度、補正でも出てきます。28年の補正でも1億2,181万4,000円のものを出します。これは医療機器を4億円かけて買ったものがちょうど前年度ぐらいから4年間、1億ずつ返さなくちゃいけないというのが建物の（「討論」と呼ぶ者あり）償還以外のもので出てきました。説明があったでしょ、ちゃんと。（「討論の中身」と呼ぶ者あり）説明をちゃんと私は町民の方に訴えてるんです。説明を聞いたことをちゃんと言うのが私たちの議員としての責任だと思ってます。（「補正予算……」と呼ぶ者あり）その説明を自分たちで適当に耳ざわりのいいようなことを言って後ろのほうからごちゃごちゃ言うてくる……（笑声）これはやっぱりそれはおかしいと思う。（「前からも……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）だから、そういう状況なので、病院はちゃんと独立できるように一生懸命、先生、看護師さん、事務局、頑張っておられます。いよいよのときには町もちゃんとバックについていま

す。そこを一生懸命やっている職員の皆さんがやる気を落とすようなことをするのではなくて、一生懸命頑張っていればそこに何かまた返ってくるということを、皆さんそれを信じて頑張っておられる、そういった面から西伯病院のこの会計については賛成だと思います。ということで、討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。（「議長、ばか発言を撤回していただきたい。ばかなこと言うなと言った。亀尾議員がそう言ったよ。撤回していただきたい」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後 1 時 3 5 分休憩

午後 1 時 3 5 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。それぐらいにしておいてください。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 7 6 号、平成 2 7 年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第 1 5 議案第 7 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、議案第 7 7 号、平成 2 7 年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第 7 7 号、平成 2 7 年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

内容は、事業収益 3, 4 2 3 万 4, 8 9 1 円、事業費用 3, 0 0 6 万 9, 7 5 9 円の歳入歳出決算の認定についてです。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第77号、平成27年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第16 議案第78号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第78号、南部町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第78号、南部町税条例等の一部改正について。

内容でございますが、まず1点、消費税率10%引き上げ時に自動車取得税の廃止と軽自動車税の環境性能割の創設。2つ目、グリーン化の1年間延長。3点目は、台湾は最大の直接投資相手国でありながら租税条約が締結できないため、日台民間租税取り組みの取り組み内容を日本国内で実施するため整備する。以上、3点について改正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第78号、南部町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 17 議案第 79 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 17、議案第 79 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第 79 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

内容は、台湾との間の二重課税を排除する措置をするため改正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 79 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 18 議案第 80 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 18、議案第 80 号、平成 28 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 議案第80号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第2号）。

内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,949万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,560万1,000円とするもので、主な補正はCATV伝送設備更新事業、病院事業費、しっかり守る農林基盤整備事業、町道驛牛行者山線改良事業、土砂災害特別警戒区域内住宅建替事業などです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見ですが、町長・町議選挙について会見地域に期日前投票所の要望を繰り返し求めているが、実施されないことは大きな問題。これを求めて反対します。

賛成の意見ですが、選挙管理委員会には旧会見出身の方もおられますが、必要ないと判断されている。期日前投票の意見を踏まえ、今回は10月15日、期日前投票日、10月16日、投票日にふれあいバスを出すこととなっています。この結果を見たいと思い、賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 5番、植田でございます。議案第80号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第2号）に反対いたします。

反対理由は、委員長報告のとおり会見地域に期日前投票所の要求が12年間拒否されてきたこととあります。私は、南部町議会の初めての一般質問でこの問題を取り上げました。そして、その後も数度、一般質問をしてみました。そして、さらに赤井廣昇元議員、米澤睦雄議員がこの問題を取り上げられました。しかし、いずれの議員にも前向きな答弁はありませんでした。

私は、このごろ、障がいをお持ちの方のお話を聞く機会がありました。その方は、西伯会場は靴を脱いでスリッパに履きかえるのも大変だし、投票当日は込み入って危険を感じるので、会見に期日前投票所はなくてはならないと思う。今の現状では投票に行けない。これ、障がい者の方の声です。こういう御意見を聞きました。選挙という町民が直接政治に参加する条件整備は民主主義の経費であり、会見地域住民の当然の要求です。目前に迫った町長・町議会議員選挙で実現することを求めて反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井隆です。この 28 年度一般会計の補正予算について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどありました期日前投票、確かに私も今まで何人かの議員の方から、特に会見出身の方から、これはやっぱり地元の方の声だと思えます。一般質問は私も一緒に聞いておりました。ただ、ずっと選挙管理委員長答弁といいますか、壇上で話をされるわけなんですけど、さっき委員長が話をされました会見には必要ではないと言われましたけど、決してそういった言い方はしておられなかったと思えます。

それと、12 年間拒否されたと植田議員、言いましたけれど、決して拒否ではなかったと思えます。それは何かというと、今の職員数とか、それから対応の仕方、そこに非常に人数が足りない、またそこに出てもらう町民の方の応援もなかなか得ることが難しい、そういった面からあえて1カ所でさせてほしい、するしか方法がないという答弁だったというふうに思っています。2カ所あれば本当にそれは町民の方にとっては何かと便利はいいと思えます。ただ、現状はそうであったと、そうであるので申しわけないんですけど、1カ所でさせていただきたいという答弁だったというふうに思っております。

そして、この件については、このたびは新しい選挙の投票にかかわる、毎日走っております生活バス、イエローバスを、土日は運休しますけれど、それを走らせる、そして無料で走らせるという新しい案を執行部のほうから出されました。そういった一つ一つの積み重ねが多分、投票率アップにもつながっていく、またイエローバスのPRにもつながっていく、この予算が14万3,000円ついています。そういったような努力をしておられる姿は、やはり私たち議員も認めなくちゃいけないんじゃないかなと思えます。

それと、もう1点は、さっきいろいろと紛糾しました西伯病院の補助金です。1億2,181万4,000円、ここの補正で組まれております。これを出さないと病院はあしたから困るような状況になります。きょう、この後、採決があり、すぐに病院のほうに補助金を出すべき。病院が安定して患者さんを受け入れられる体制をつくる、そういった面からこの補正予算については賛成すべきということで討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この議案第80号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第2号）に反対するものであります。

反対理由は、先ほど植田議員が申し上げましたけども、町長・町議選にかかわることの問題であります。

内容は、期日前投票をぜひ会見地域のほうにも設けるべきであるということ、それが基本であります。なぜかといいますと、民主主義のやっぱり基本なんです。政治参加するということ、有権者が参加するということは、これは保障すべきなんです。

一つ、なかなか開設できない理由を上げられましたが、いわゆる人員の配置ですね。職員の方、そしてまた、それにかかわる方の人員配置がなかなかできない。非常に、特に職員の方は通常業務に対してそれがたまってきて、恐らく仕事が大変なんだということだと思っんです。

でも、私、よくここで調べてみたんですけども、ことし7月に行われました参議院選挙、あれは公示の明くる日から投票日の前日まで17日間を要しましたね。ところが、町長・町議選、これは告示の明くる日から、そして投票日の前日、4日間なんですよ。17日間を何とか無理して国政選挙だということで行われて、職員の方は大変な思いをされたと思っんですけど、しかし、17日間やられたのをなぜ4日間が今度はできないんでしょうか。（「差別だ」と呼ぶ者あり）私は、当然……（「差別」と呼ぶ者あり）これはやるべきだと思っんです。別に差別だないです。（「差別」と呼ぶ者あり）だから、公平性を高めるため住民の政治参加を保障する、担保するためには、ぜひこれを設けるのが当たり前のことです。私は、そういうことが理由で、ぜひ会見のほうへ期日前投票所を開設することを申し述べて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対ですか。（「はい、反対です」と呼ぶ者あり）

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対です。補正予算を今回なぜ反対したかというのと、先ほど植田議員や亀尾議員が言ったように、期日前投票のことで反対をしているのです。

それで、確かにこの中にあるように町民生活課が出してきている西伯病院の運営1億2,000万の補正については……（発言する者あり）賛成を。反対はしていません。何回もおっしゃるように議会は、これ討論です。議会で出てくるときは補正予算も一般会計、一括して出てくるわけです。

その中で、先ほどの板井議員のように1つでもこういうこともあるから賛成しないといけないというのであれば……（「十分討論した」と呼ぶ者あり）議会をする意味がないわけです。そういう先ほどの中身で言えば、反対討論を恣意的にねじ曲げたような賛成討論はすべきではないということなんです。事実、私たちが何日かかって委員会論議してたんでしょうか。（「これ、討

論か」と呼ぶ者あり)

例えば……（「討論か」と呼ぶ者あり）先ほどの何号でしたっけ、この反対討論、補正予算の中で西伯病院の事業費が出てきたから言うんですけども、これを持ち出して先ほどの病院の決算のところでは反対した討論に対する賛成討論なされたんです。私たちは、きちっと審議をして補正予算の西伯病院に出す1億2,000万について反対していないんです。そういうことですよ。そのことをわかっていながら、こういうことおっしゃる。私は、この議案の反対討論の中で、先ほどの議案の76号の病院事業会計でなされた板井議員の質問について、文書等で後で報告求めたいと思うのですが、あの中でも、委員会の中でも明らかになっているように……（「議長、今、一般会計の補正……」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） そうです。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般会計補正予算で言っていますよ。補正予算で西伯病院の1億2,000万のことを言っているんですよ。そのことについては平成27年の決算とは何ら関係なかったんです。そういうことを持ち出して言ったこと。その上に、例えば地方交付税の交付税算入分のことについてもあたかも私たちが反対しているようなことを言って、そのことも自分勝手に決めつけているという論理は何なのか、そういうことも含めて私は文書で回答していただきたいと思いますので……（発言する者あり）そういう無駄な……（「討論です」と呼ぶ者あり）無駄な賛成討論すべきではないということを言って討論します。（「討論じゃないわ」と呼ぶ者あり）言いたかったら立って言いなさい。（「討論か」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 静かにしてください。

ここで休憩をとります。

午後1時55分休憩

午後1時56分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 19 議案第 81 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 19、議案第 81 号、平成 28 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田でございます。議案第 81 号、平成 28 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。

内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 4 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 5 億 5, 0 4 8 万 1, 0 0 0 円とするもので、主なものは国保事業納付金算定標準システムとのデータ連携のためのシステム改修、統合医療推進事業などです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 81 号、平成 28 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 20 議案第 82 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 20、議案第 82 号、平成 28 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第 8

2号、平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ288万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ463万6,000円とするもので、住宅新築資金貸付金の借受者が期限前償還をしたことに伴い、起債を繰り上げ償還するためです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第82号、平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第21 議案第83号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第83号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第83号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,899万6,000円とするもので、主なものは天萬地内県道歩道設置工事に伴うマンホールポンプ制御盤移設工事の補正です。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 3 号、平成 2 8 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 8 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 8 4 号、平成 2 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員会委員長、井田です。議案第 8 4 号、平成 2 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）。

内容は、事業収益 2 5 億 1, 1 3 8 万 2, 0 0 0 円、事業費用 2 4 億 8, 2 5 8 万 1, 0 0 0 円とするもので、認知症対策補助金をもって事業費用の手当て、保険料、検査委託料とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 4 号、平成 2 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩とります。再開は2時20分にします。

午後2時04分休憩

午後2時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第23 陳情第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第23、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長、板井です。発議案第……。

○議長（秦 伊知郎君） 陳情第5号です。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 失礼しました。ちょっと待ってください、もとい、済みません。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 4番、板井隆、総務経済常任委員長です。陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める陳情について、総務経済常任委員会で審議をいたしました結果、全員一致で採択すべきと決しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

日程第24 陳情第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第24、陳情第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員会副委員長の報告を求めます。

1番、民生教育常任委員会副委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） 副委員長の白川です。民生教育常任委員会が頂戴しております陳情は1件、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情書であります。

この陳情に関しまして、全員一致で採択すべしと決しております。その理由として3点あります。

1点目、国の責任において教育予算を確保することは重要である。

2点目、少人数学級は鳥取県も推進しており、定数を維持することが重要と考える。

3点目、鳥取県全体の教育の水準の向上は、南部町の教育の水準の向上につながり、ひいては南部町の町政の発展に寄与すると考える。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑はありませんので、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情書を採決いたします。

副委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、副委員長の報告どおり採択することに決しました。

ここで休憩をとります。

午後 2 時 2 5 分休憩

午後 2 時 2 6 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 2 5 議案第 8 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 5、議案第 8 5 号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。議案第 8 5 号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

南部町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町清水川 1 6 7 番地。氏名、畠稔明。生年月日、昭和 3 1 年 1 月 1 9 日でございます。よろしく御審議、お願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 5 号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第 8 5 号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 2 6 発議案第 1 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 6、発議案第 1 5 号、参議院選挙の合区の見直しに関する決議を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 議会運営委員長の石上でございます。

発議案第 1 5 号

参議院選挙の合区の見直しに関する決議

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 7 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石 上 良 夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

——別紙を読み上げます。

参議院選挙の合区の見直しに関する決議

参議院の選挙制度は、いく度かの制度改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきていた。

今般、憲政史上初めて都道府県を越えた合区による選挙が実施されたところであるが、意思形成を図る上で都道府県が果たしてきた役割を考えたとき、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題であるとともに、地方の活性化に逆行しているとの批判もあるところである。

我が「鳥取県及び島根県選挙区」においては、過去最低の投票率となり、また、自県を代表する議員が出せなかったことなど、合区を起因とした弊害も顕在化したところである。

国においては、昨年の改正公職選挙法附則第 7 条において、「平成 3 1 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員 1 人当たりの人口の

較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」とされている。

我々南部町議会は、この参議院選挙制度の抜本的見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方の活性化を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方の活性化にふさわしい仕組みを構築すべきであり、合区を見直して都道府県から代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

以上、決議する。

平成28年9月27日

鳥取県西伯郡南部町議会

.....

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの提案説明に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第15号は、原案どおり可決されました。

日程第27 発議案第16号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、発議案第16号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。

発議案第16号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年9月27日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 板 井 隆
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

意見書（案）につきましては、三鴨義文副委員長のほうから朗読をしていただきます。お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 2番、三鴨です。意見書の案を朗読いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。
5. 2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
6. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
7. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生ずることがないように対応をはかること。
8. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
9. 上記の財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年9月27日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経

濟財政政策)、内閣府特命担当大臣(地方創生)

.....
以上でございます。

○議長(秦 伊知郎君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、発議案第16号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....
日程第28 発議案第17号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第28、発議案第17号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員会副委員長、白川立真君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員会副委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長(白川 立真君) 副委員長、白川です。

.....
発議案第17号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を

はかるための、2017年度政府予算に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年9月27日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会副委員長 白川立真

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――別紙。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を
はかるための、2017 年度政府予算に係る意見書（案）

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行にともなう障がいのある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国家負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要望する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 27 日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ここでちょっと休憩をとります。

午後 2 時 4 4 分休憩

午後 2 時 4 4 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第 1 7 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 2 9 議長発議第 1 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 9、議長発議第 1 8 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申

し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

日程第 3 0 議長発議第 1 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 0、議長発議第 1 9 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、杉谷早苗君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、杉谷早苗君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定しました。

日程第 3 1 議長発議第 2 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 1、議長発議第 2 0 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 6 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 8 年第 6 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 4 8 分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年9月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月8日に開会以来、20日間にわたり、平成27年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定を初め、28年度補正予算、条例の改正等、多数の議案が上程され、議決されました。提案された重要案件を議員各位の終始極めて熱心な審議により、それぞれ適切かつ妥当な結論を得ることができ、深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、議決された議案の執行に当たっては各議員の意見を十分に尊重され、事業を実施されますよう望むものであります。

さて、来るべき10月23日をもって議会議員の任期が満了いたします。今期限りで勇退されます議員各位におかれましては健康に御留意されますよう、また、町発展のために御指導いただきますようお願い申し上げます。そして、再出馬を予定されておられる各位におかれましては、10月16日の選挙において全員が当選の栄位を得られますようお祈り申し上げます。

坂本町長におかれましても今期限りで御勇退されますが、旧町時代も含め、約22年間、住民の先頭に立ち、町の発展と住民の幸せのために努力されてこられました。その姿、行動に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。町長、議員、立場は異なりますが、町長のまちづくりの期間、議員として活動できたことは私にとっても充実した時間でありました。

終わりに当たり、南部町の発展と町民の皆様の幸せをお祈りしながら閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月8日から本日まで20日間にわたって開催されまして、平成27年度一般会計の決算認定を初め、条例改正など、21議案について慎重御審議をいただいております。長丁場で随分お疲れになったことと思いますけれども、全議案とも御賛同いただきまして御承認をいただき、まことにありがとうございました。

9月12日、13日には、8名の議員さん方から一般質問をいただきました。そのうち、特に白川議員さんからは、西伯町長時代を含め20年に及ぶ町長の町政の中・長期ビジョンについてという御質問をいただきましたし、また、細田議員さんからは町長職の総括についてという御質問をいただきました。今期を限りに退任を予定しております私にとりましては、20年余の町政を

振り返ってみる大変よい機会となったわけでございます。

振り返ってみますと、46歳、平成7年、若さで西伯町長に当選を果たさせていただきまして、以来21年半にわたって町政の先頭に立って頑張ってきました。この間、鳥取西部地震や、あるいは町村合併という予期しない出来事もございましたけれども、その都度、議会の御指導や職員の皆様のたゆまぬ御努力、そして温かい町民の皆様の御支持、御支援をいただいて乗り越えてまいったわけでございます。定例会が86回、そして臨時会も含めまして、全ての議会におきまして町長提案の議案について御賛同をいただいてきたということが私の生涯の誇りになりました。本当に長い間ありがとうございました。

白川議員さんには21年余の町政の中・長期ビジョンについて、福祉に住民自治というものを絡めて事業を展開してきたということをお答えいたしました。ぜひこの流れを引き継いで発展させていってほしいと願っております。

また、細田議員さんの町長職の総括ということにつきましては、棺を覆って事定まるということわざもございます。後世の皆様方の御判断にお任せしようと思っております。いずれにいたしましても、長期にわたりまして皆様方に大変お世話になってまいりまして、私は本当に幸せ者だというように思っております。この上は、一町民といたしまして町政を支えていきたいと思っておりますし、また、南部町のいつまでもの発展を、一層の発展を願っていききたいと思っております。

最後になりましたけれども、いよいよ10月の16日には町長・町議会議員選挙が執行されます。どうぞ皆様には奮って御出馬をいただきまして、全員の皆様が当選を果たされ、そして本議場を通じまして南部町の発展をさらに一步前へ進めていただくよう、そういう御活躍を御祈念をする次第でございます。

重ねてになりますけれども、町の発展と各位の御健勝、御活躍を心から御祈念を申し上げまして、本議場を通じまして退任の御挨拶にかえたいと思います。ありがとうございました。（拍手）